

山口組 元子承

1月9

お元氣でいらっしゃる? 今ほんは病院の下食で心配な  
事無く二ヶ月の障害が一日も充分に氣を飛ばせ生活する

事上體も山本のままで、我意念集団の併用飛躍にて

つ生き人ますが、二度と下され

二人×<原支へみとがき>の系列にて、  
して2月ました。之等は、之等下行年として、二〇五年に  
で経過本飛小川へより今後のカーラーニング

此間のこの意見も貢献してます。(子供、ごめん  
すが力が弱くて、元々とつけてます)

ハーブをよせて下さる70井のカーラーニング  
を周遊します。堀川さんからとてた宮内さんには贈ります

お車のことで、二ヶ月、お手りまいして見方を個人でしてある  
ので、大へん元気的であり、本復帰車直帰にて、お手

手立てます。(合計3, 救援連絡会員×1, 1-2, 1-2, 1-2)  
山口へお送りします。) ては又。

93-1-29

未下

昇

# 原詩人通信

1993.1.  
NO. 48

日暮へぶさかを や 猫とからべ プロレタリア立派者 の系り

● ほうふ 1993年 元・ファントの後見初春  
藤本敏夫

私のひひおはさん（もとさん）は百歳で  
おばあちゃんは八三歳で  
お母ちゃんは九四歳で  
私は七十歳

私は脳卒中になり12年目になる

だんだん足が悪くてくるま椅子の世話になる  
くるま椅子と車で同伴して選挙でも集会でも参加する  
でも団地の自由猫（ノラネコのこと）に餌を運搬する時に  
久子の手をテスリのかわりにもつて歩く  
物がいえない私に物をいわない猫は親友です  
(竜ちゃんは竜が台で生まれたので竜太です)  
竜ちゃんの妹は花子で二匹の子猫がいます  
朝と晩に餌をやります晩は久子だけです  
竜太と花子の弱虫の父親は花子にいいよる男猫に二匹で廻走しました  
猫の問題は私の第一義的な問題です

読むのが好きな私は大西巨人の神聖喜劇を三回目ゆつくり読みたい  
つぎは元神戸大学講師松下昇さんの神戸大学闘争史はじめ表現集、概  
念集

すべての物を読んでみたい

詩では「オートバイの兄ちゃんへ」三里塚闘争を想いだしみつくらつ  
ぱきこさん

生きかたを学びたい

大西巨人の「三位い一体の神話」下の散眉の思想に万葉集、巻第七  
へたまづの妹は王かも。あしひきの清き山辺に散けば、散りぬる  
私はしないもとさんの生まれた但馬の過疎の村に今年はいきたい

事務局より  
【】みなさん、あけましておめで  
とうございます。今年もがんば  
ります。

恐縮ですが、本紙は単価200円なのに(年に5  
~6回くらいしか出ない?)、年間1600円とはおかしい(なんて文句は  
まだ来ませんけど)ということに、事務局はやっと気がつきました。  
そこで、おかしいと思われた方は、自発的に値下げしていただくことを  
お勧めします。おかしいと思われない方々の超過分は、「カンパ込み」  
と解釈いたしまして、相変わらず頂くことにいたします。

【】本号には郵便振替用紙を同封します。□  
座席号の欄には右のようにお書きください。 東京7288945  
【】次号の原稿締切りは2月20日です。(けじ原)

編集発行 原詩人社 編集発行人 井之川巨

東京都品川区大崎4-2-13-405 ☎ 03(3492)3494

振替東京7-00945 定価200円(税込) 年間1600円(税込)

前略 宮内さん追悼の文送つて戴きましたして有難うございました。松下さんの文に触発されて、私も書く気になりました。これまで宮内さんについて二回書いてきましたが、今まで触れなかつた」とを述べてみます。

### 1 現代の「坊ちやん」としての宮内さんについて

私は大分前から、理科大闘争中の宮内さんと和解後の宮内さんが、生活における緊張感という点で、違ひがあり過ぎるのではないか、それは何故だらうと思っていました。そこで一つの仮説を立てて推論を試みてみました。その仮説が、『現代の「坊ちやん」としての宮内さん』です。宮内さんが理科大闘争に関わった心情は、痛めつけられる学生に対する同情と、暴力で抑圧する管理者側に対する率直な怒りがありました。これこそまさに「坊ちやん」の怒りでしょう。彼がこの心情にすっかり身を任せていたことを、今回宮内さんの「陳述書」を読み返してみて確認できました。

宮内さんは理科大闘争に積極的に関わりながらも、多分クビにはならな  
いだろうと考えていたようです。なぜなら彼はその頃「合法と非合法のギ  
リギリの線を歩みたい」という意味のことを私にもらしていたからです（  
この考え方も「坊ちやん」的ですが）。この言葉がらも分かるように、宮内  
さんはまさかクビになるとは思つていなかつたので、実際に免職の通告が  
来たときのショックは大きいものであつたでしよう。免職理由を読み進む  
に従い、彼の心の中で猛然と怒りがこみ上がつてきて、いかなる手段によ  
つても敵に反撃し勝たねばならないとして、裁判に持ち込んだと思います  
。（当時の宮内さんは、裁判所に提出した「陳述書」について、あれほど  
熱を入れて書いたものはこれまでなかつた、と述懐していました）。

裁判に完全勝利し、大学に復帰する積りであり、それがまた至極当然の  
ことと考えていた宮内さんにとって、大学側の暴力による宮内さん排除は  
第二のショックであり大きい挫折であつたに違いありません。この挫折が  
背景となつて和解勧告を受け入れる方向に向かつたと推察されます。和解  
以後の虚脱感、緊張感の喪失はこのようにして生まれたのではないでしょ

うか。

もし「」の推察が正しいとすれば、不正に対する怒りによる爆発が、世間に敗北したという点で、宮内さんを現代の「坊ちやん」としてよいのではないかと思います。

宮内さんは自分が「坊ちやん」と言われることを非常に嫌つていたし、それを勿論認めようとしたませんでした。私は彼が素直にそれを認めたらよかつたのだと想ひます。むしろそれを誇つてもよかつたのではないかと思うのです。宮内さんは現代では珍しく育ちがよくて卑しさのない人柄でした。だからこそ「坊ちやん」になりうる稀な存在であつたと思うのです。彼の悲憤慷慨は「坊ちやん」のそれで充分に価値があつたのに、革命や変革に結びつくものでなければならぬとされていました。宮内さんは自分で諸概念を根気よく作り上げてゆくタイプでは決してなかつたので、自分の怒りを社会の変革に結び付ける仕事は得意ではなかつたはずです。ここからも宮内さんにおけるいろいろな無理が始まつたのではないでしょうが）。

うか。

世間じらぢやの秀才のお「坊ちやん」が大学をクビになり、世の荒波に放り出され、予想以上の辛さに思わず悲鳴をあげないわけにゆかなかつた、というのが宮内さんの後半生の重要な一面だつた、というのが私の観察です。例えば、酔つたあげく大学教員を謾む発言を何度も聞かされたことがあります。いやしくも大学解体を叫んだことのある人なら、口が裂けても言つてはならない言葉だと思うのですが、彼にはそのような意識はなかつたようです。宮内さんにとつて大学解体が本心ではなかつたとは決して思ひません。けれども大学教員に未練があるなら、なぜ大学闘争に積極的にかかわつたのかが不可解でした。学生に対しカッコよく見せたかつただけであつたなら、それに対して宮内さんが支払つた代償はあまりにも大きかつたと聞えるでしょう。大学闘争にかかわつた自己を、ひよつとすると宮内さんは後悔していたのもしれないと思つのです（大変惨めな話になりますが）。

宮内さんのマスメデイア好きも彼の「坊ちゃん」性に関係があると思うのです。宮内さんを囲む勉強会の同人雑誌「同時代建築通信」にたいしては、年を経るにつれて冷淡になつてゆきました。「ワードマップ」という本をつくるために、松下さんの要望を切り捨てて省みなかつたことは記憶に新しいことだ。大学闘争においてマスメデイアがどのように振舞つたか、どういったことを持ち出すまでもなく、体制批判の運動とマスメデイアは原理的に両立しないことは明らかです。だからマスメデイアに乗る能力があつても、あえて乗らずに自前のメディアを持とう、というのが大学闘争を踏まえた決意であつたはずです。マスメデイアに乗る能力がありながら乗らない辛さに耐えるということが宮内さんはできなかつたのでしょうか。

## 2 裁判闘争が宮内さんに強いた歪みについて

もし宮内さんが東京理科大学にいなかつたら、理科大闘争は発生しなかつただろうということは明白です。にもかかわらず、このような言い方はそれなかつたし、従つて宮内さんの評価もこの線に沿つてなされなかつた

と思います。

宮内さんの最大の業績は理科大闘争の核になつたことでしたが、裁判に勝つために絶対に口にしてはならなかつたことでした。裁判における宮内側の一貫した方針として、宮内さんは理科大闘争において学生を煽動したことは決してなかつたというものでした。私自身は宮内さんの煽動を目撃したことはありません。けれども理科大闘争中、あれ程学生の側に立つた宮内さんが、いかなる場合にも煽動的発言をしなかつたとは考えられないし、煽動的発言とそうでない発言との間に境界線など引けるものではないからです。宮内さんの存在自体と、彼のアジェテーションによって、はじめて理科大闘争は存在したという大前提を隠した上でのあの裁判は、大いなる虚偽の上に立つ闘争であつたといつべきかもしません。勝つためにはこの種の虚偽など問題にならない、というのが職業的弁護人の見解だつたのでしよう。それはそれとして、この虚偽は宮内さんのその後の生き方に暗い翳りを落としたのではないかと思われてなりません。なぜなら、若

き日の栄光を誇りをもつて素直に語れないほど悲惨なことはないだらうか  
ふです。彼は屈折し齧屈するほかないでしよう。

### 3 宮内さんの酒について

宮内さんが無類の酒好きだったところが私の最高に共鳴するところだつたかも知れません。私も酒のない付き合いは、極論すると人間にとつて無意味であると思つています。東京での生活の雰囲気があまりにも棘々しく、心の許せる付き合いに飢えている状態で、様々な名目で機会あることに集まりを企画し、酒の席に変えていつた功績を最高に評価すべきではないでしようか。宮内さんは淋しがりやで酒好きだったにしろ、人を集めるためにかなり自分を犠牲にしたはずです。

しかし酒の力の限界もまた明らかで、酔いの最中と酔いが覚めたとの落差に耐えきれず人々が去つて行つたような気がします（私はそうだつた）。宮内さんもこのためかどうか知りませんが、次第にアルコール依存症になつていつたのは悲惨なことだつたと思います。

### 4 宮内さんの事務所経営について

宮内さんはマルクスを尊敬していたし、マルクス主義を信奉していたので、搾取なき社会を理想としていたはずですが、自分の建築事務所では、明らかに所員を搾取していたのはどう理解したらよいでしょうか。つまり言行不一致を宮内さんはどの程度気にしていたのか、ということです。「同時代建築勉強会」で皆が飲みはじめても、所員は期日に迫られて図面に取り組んでいるときがしばしばありました。そんな場合宮内さんは、もう仕事は止めていつしよに飲もうよ、と所員を必ず誘つていたことを思い出します。所員を出来るだけ平等に扱いたい、という優しい気持ちを宮内さんは持ち続けていたと私は思う反面、だからこそ所員を搾取する後ろめたさから逃れることができず、かといってかなりの搾取なしに事務所経営は不可能であるわけで、論点の飛躍かもしれないが、宮内さんは建築設計の途など選ぶべきではなかつたと私は考えるのです。

（'93.1.20 金曜日）

北川 透 選稿集『死のト  
リロジイ』を取り上げ、その問  
題について、評論家の村瀬学  
さんと小浜逸郎さんが報告し  
た。会場に集まつたのは、かつ  
て菅谷とつきあいがあつたり、  
菅谷が規矩雄を読む会が持た  
れた。詩人の菅谷が亡くなつて  
から、もはや三年がたつた。彼  
が書いた詩と批評や、やり残し  
た仕事の意味を、今後も自由な  
立場で問い合わせるために、  
年に一回、命日に近い日曜日に  
題を単純化して言つと、結局、

集まつて、ひじりの趣旨だった。  
今回は菅谷の評論集『ロギア  
／レトリカ』、選稿集『死のト  
リロジイ』を取り上げ、その問  
題について、評論家の村瀬学  
さんと小浜逸郎さんが報告し  
た。会場に集まつたのは、かつ  
て菅谷とつきあいがあつたり、  
菅谷が規矩雄を読む会が持た  
れた。詩人の菅谷が亡くなつて  
から、もはや三年がたつた。彼  
が書いた詩と批評や、やり残し  
た仕事の意味を、今後も自由な  
立場で問い合わせるために、  
年に一回、命日に近い日曜日に  
題を単純化して言つと、結局、

日本語のものを考えたり、詩を  
書いたりすると必ずいつらじと  
か、といふことになるだらう。  
日本語では、存在をあらわす  
のに、「ある」と「いる」の区  
別をする。わたしが「いる」と  
言つても、わたしの前にコップ  
が「いる」とは言わぬ。それ  
を有情と無情の区別だけでは説  
明できないのは、花が咲いて  
いる」とも言つからである。  
当時の報告も、村瀬さんは  
「ひのがな」の、小浜さんはハ  
イデッガーの存在論  
谷の仕事を媒介にして、だれか  
が、いい会だつた、と思つ。

問題に照明をあてるに至つた。  
学生時代にドイツ文学を専攻し  
た彼は、ハイデッガーの存在論  
を導きこしながら、日本語の  
が何を生みだすまで繰り返  
していた。年に一回の会だが、菅  
谷の仕事を媒介にして、だれか  
が、いい会だつた、と思つ。（詩人）

松下 昇 様

堀川 勉

以上のように、私にとつての宮内さんは革命家でも建築家でもなく、現代の「坊ちゃん」としての評論家であつたと想ひます。このように規定することは、大学闘争以後の宮内さんを非常に矮小化することになるのかもしれませんが、止むを得ないことでした。

宮内さんの言語感覚や文章能力には、私は遙かに及ばないものがあると思ひ尊敬していました。『怨恨のユートピア』は建築評論の傑作であるだけなく、宮内さんの若さと自信に溢れた身体の記念碑だつたと思います。しかし残念なことに、その後の発展がみられず、文体も硬直化していくよう思います。

松 下 昇 様

相手より下院議の日々に明了萬事あります。一二九行の文章だと。  
ペントをあつたところが、

心臓の障害とが心配です。私も数年前心電圖異常で沈黙されたことがあります。で月曜午後再検査で血液成分は正常に戻りましたが、左手の筋肉と肺牛は、長年の酷使による頸骨のあれにあることがレントゲン写真で判明し、今は形かと苦笑しています。既刊パンフレットも追いまが、かくも重たい表現を長年続けておつゆる松下さんか何とぞ多く、たゞ重い力パンをぶら下やきたが、自分の自由にこういう症状が出るとは何ごとと、情をくぎりました。

松下さんがあわへりてテーク、発想や表現も、私などとは次元が違ひ過ぎて示唆を乞うるが如き。先日、河村さんと会ったとき、易近の松下さんの文章は今やすい。概念某8はいい文章だと語りました。日常性に埋没しながら常人にとて、時折

No.1

送り下さるパンフは何ぞ、の覺醒御、サクと/or初心を想起させられます。藤本さん、存在も広く感じさせてもらいます。初心と言えば、原告側の一人から「ゼロ年安保闘争記録」というビデオテープを借りました。見た人が多放けるが早く見てくると言はずが、八時近くもある甚大なるが、まだ易近の方たけで寝ています。東大や日大闘争も少し含まつてあり、あれから人々は今どうしているのだうと、また考えこまつりました。

塩川さんの文草持りました。ついでとお通りだとか、が死名に難行つ面が無きにしても、どうが、辛酸な感想です。勧められました。

再処理工場への異議申立をはじめ、資料収集と解決に追ひます。易近ヒトは、ほんと方あるが、落して、笑はる方策を各種見つづ。

No.2

九三・二六 山浦 元

第30号(93.1)

## 擬制の告発 XXVI

原告 山浦 元

もんじゅ・伊方・福島訴訟最高裁判決によせて  
— 司法権をも委譲された原子力学者の水準

(東大工学部教授)が、上告審判決の直前に発行された「エネルギー・レビュー」十月号の原子力Q & A欄で「原子炉等規制法では、国は公共安全、すなわち、社会共同生活の全體としての向上発展に資する安全確保の觀点から申請の可否を判断することが求められているのであって、個人は、個人個人の活動にまかせておくと社会的に見て最適な投資が行なわれないので、國なり行政に努力を求めて達成しようとするものである。最高裁の判断が待たれる」と、國の立場を必死に代弁し擁護していた。

いやしくも住民や国民が口をさしはさむ筋合のものではないというわけである。どんなじゅ訴訟の国側証人として数々の意味不明發言が伝えられている近藤駿介原発事故・故障等評価委員会委員長

もんじゅ訴訟の國側証人ともない。住民個々人の個別的安全を捨象して公共安全などあり得る筈がないのである。

推進側が固執してやまないこの種の法解釈は、彼らの公共性概念の虚構性および法の成立基盤の実体を余すところなく逆照射していると言うべきである。即ち、公共や公益の名を騙つて、実は事業者および學術関係者を含む特定の階層の利潤追求を保証する体制の確立・維持を目的として規制法の立法が行なわれたのであり、原子力関連法の母体である原子力基本法に謳う自由、民主、公開の原則も、もともと彼らの彼らによる彼らのための専有理念に過ぎなかつたのである。私たちが各時点で最も確認したい情報が公開されたためではなく、彼らの謂う「公共性」が法と実益を私するための擬制概念であることは今や誰の目にも明らかと言つてよい。



「聖域」の侵害を恐れてあ  
くまでも全原告を排除したいと言え  
近藤氏は上告審に一縷の望み

を托して、原子炉設置許可処  
分が誤っていた場合に起こ  
りうる最大級の事故を想定し

た名古屋高裁判決を批判し  
て、あらぬ自問自答を並べ立  
てている。曰く、へそもそも  
許可の際の判断が間違つてい  
たら、どれだけ大きな事故が  
起きるか。安全審査では、災  
害の防止上支障がないと判断  
するために、人は誤まり機械  
は故障することあるべしとし  
て、技術的見地からは起こる  
とは考えられない事故の発生  
を仮定しても周辺公衆に著し  
い放射線災害を与えないこと  
を確認している。だから、審  
査に合格

## 擬制の告発

あつて認めようとしなかつたのか  
もありがで過酷事故の可能性を絶対に  
も、周辺

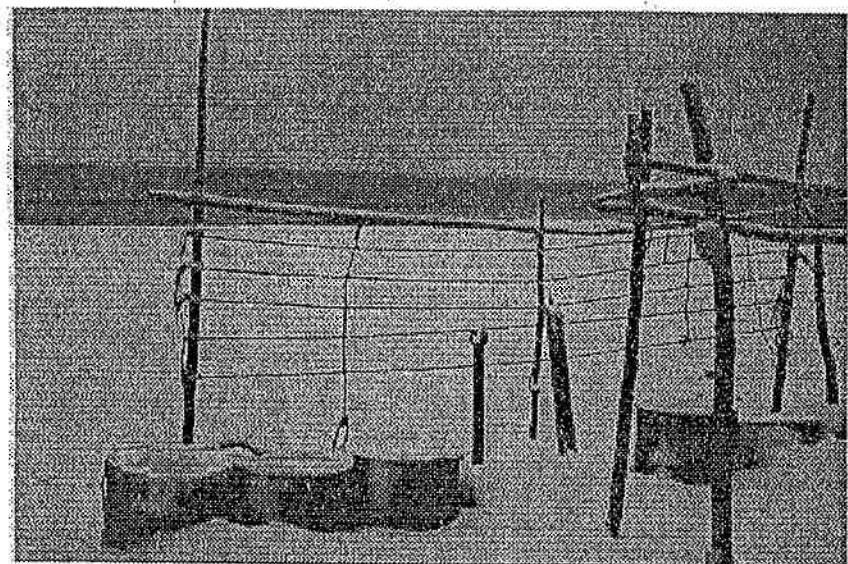
公衆に著しい放射線災害を与  
える確率は小さいと言え  
る）。鈴木篤之東大工学部教  
授も、「世界」十一月号の

「プルトニウム利用計画是か  
非か」の論争で同趣旨の発言  
をしていた。

彼らの脳髄から基本設計論は  
跡形もなく消え失せ、万全の  
審査が為されていることに  
なつてしまふのである。学者  
を自認するならば二枚舌を使  
い分けではない。かつて  
内田秀雄原子力安全委員長が  
いて審査するだけで、実際に

六ヶ所ウラン濃  
縮工場と同様、初步的な設計  
ミスがあれば、原子炉が稼働  
しないから大丈夫とも言  
いたいのだろうか。こういう  
虚偽だらけの不可解な記述と  
へ審査会は基本的な設計につ  
いて審査するだけで、実際に  
ちが、最高学府の頂点に位置  
する評価されている大学で

のは答申の範囲外で、そこまで  
教鞭を執り、住民・県民・國  
民の死命を制する各専門部会  
のリーダーとして國の原子力  
政策を実質的に領導している  
逆説的状況が、私たちを包囲  
する社会矛盾の根の深さを端  
的に表わしている。



六ヶ所村泊港付近 1992.12



境上の一般的の公益にとどまらず、周辺住民の生命、身体の安全等を個別的利益として保護する趣旨をも含むと解するのが相当である。全国の下級審の諸判決を集約して公約数的なごく当たりまえの判決文を書いたに過ぎない。

近藤氏は早速「エネルギー・レビュー」十一月号で取り上げ、「裁判の入り口では『気になる人がいるなら話を聞いてあげなさいよ』ということだろう」と住民を揶揄し、次に判決予定の伊方・福島上告審を射程に入れて、「原子炉設置許可の判断は高度に専門技術的裁量に係るものだから行政裁量に委ねるとするのが規制法の立法精神であり、したがつて審査指針にすべての判断の根拠が明示されていないことも特に不合理ではない。もちろん、行政庁が決めると言つても、専門家の判断を尊重せざるをえないから裁量の余地はないのだが」と、

呆れたことに万全の審査を力説していた前号の記述を一変させて今度は「基本設計」に限定した審査を暗示しながら、行政ならぬ自分たちの専門技術的裁量特権を誇示して見せた。原子力行政の実権を握っているのは、かくも不遜で自家撞着きわまる言辞を弄して恥じない専門家群であるのは明瞭である。

最高裁は十月二十九日、今度は近藤氏らの期待に応えて——より正確には今度も下級審の判決通り——二十八号で詳述した不確定かつ支離裂な基本設計論を追認して上告を棄却し、二十年に及ぶ愛媛・福島住民の苦闘を圧殺した。国が依存する規制法という名の擬制の牙城をひたすら守り続けてきた司法総体も所詮擬制でしかなかつたことが最終的に確認されたのである。

大下代表は十・三〇付で「これは司法上

の発問題は、権力による抑圧、資本による収奪、似た非科学による破壊という社会矛盾の基本構造を限無く照射するだけではなく、これらに依拠しかつ支えていられる専門領域すべての水準を識別しうるリトマス試験紙であると言えよう。

(神奈川)

山浦 元 隆

2-6は9 お牛舎 ありかへ行く御見しました。とくに

牛の表現へお = 牛舎は '60 以来の筆でに支えられて

いたけは ありかへ行く力がけられました。カンパモスリガーデンへ

60年近くは、山浦さんへと並んで「日本で心から牛

を育むことを送ってまで下支へました」とあります。

'60. 6. 15. 8. 2. 月曜日 14時 30分 日本農業大学で

活動しておいたのですか。6. 15. 廉税をモース直5. 1. 2. 6. 7. 8.

神戸駅前で販売したと云ふ。トロッキード=成田駅。58年4月

反対の行為と一緒にして下支へ天井を打つ。2. 1. 1. 1. 1. 1. 1.

神戸と京にフルトに加盟店し、神戸西地区の活動を手始めに

今朝は 神戸市内の競輪場へ、こちに車両局～中核店へ、

コースの予定です。病氣の後は自室にひまにモード講書と詩作の

日々をしてすと、お車へ予定在常の部の競走をやり転がす。

おたたかへの本質を再現したものであります。

とて32. 今日は、お達り下支へ復路 (高木) = 三津山 (5F)

17. 2. 2. 2. <初歩的な技術をされていました。コビーチ3と

牛頭へんがる! ? へと一層へ運送しますと、おとて再び下支へ。

コクヨ ケ-35 20×20

3.0° - 3.12.12. 風向 3.5.8. 6.14. E (1) - (2) 区 24.7
手筋
(1) 12.4.0~2.9. 本波曝露率 $\frac{1}{16}$ と距離の関係 9.1.3. の「甲子豚殺害」の「下り坂」場合
7.2.8.
(2) 1# 10.0~3. 14.0~3. の「山」の場合
3.2.17 松下昇
遺言 一山浦さんの右肩(右側)に清風が吹き付けていた。左肩(左側)に吹いていた。 まことに、日常に生活上、精神、体格を充分に留意下さい。
私の心臓の方は何んと大丈夫です。

# 全学連の東大女子学生

故樺美智子さんを盾役に

岸内閣は辞職せよ！

警官隊（第四機動隊）のゴロリスによる暴行

原元の重傷をうけ生を不明のまゝ連れていく

多くの学生をたづらつかせよう！

学生の立場を守れ！

学生（アラシヤマ）本音を聞き

十五日半圓会にて右翼暴力団と警官隊との

学生（大学教職）剝奪を諸氏が恐るべき暴虐を加えられました

次の電報を使用して警官隊によつて！（週刊白百合二月三日号）

故樺美智子さんは頭部を殴つられ、手の指は怪我され

ました。（朝日新聞六月十九日）

故樺美智子さんは首を横から打つてあり、致命傷には

なりません（朝日新聞六月八日）

（以下は暴力）とやうて新安保強行をめざし、国民の怒りを煽る

です。

その国民の怒りを最も單純的につれて取り扱つて來に

日本の中層である全学連の多くの学生を傷つけ

遂に、樺美智子さんを盾役としていた

（僅）神戸労働者文学者会は限りなく憎しみたまつて

岸内閣に抗議するものです。

全神戸の労働者の皆さま、学生の皆さま、

ストライキを含めにあらゆる手段の抗議表示を継続せよ！

岸内閣は辞職せよ！ 國會解散せよ！

終焉では労働隊は解散せよ！

樺美智子さんを直接脅迫して労働隊員を処罰せよ！

第四機動隊責任者警視伊林長名を懲罰せよ！

全労働者のストライキで抗議運動を起し

新安保を粉碎せよ！

一九六〇年六月二十四日

神戸労働者文学者研究会

編集部

No.2

No.1

## 松下昇様

一九日に行政府で再処理異議申立があり、二つの報告書会を終えて、深夜帰宅しました。二七日の方針が筋りであります。

身柄を乞ひが下さりありがとうございました。松下さんせども……  
衆防護会会館で、社会党のメンバーがエネルギー問題や憲法の研議会  
モードリード。松誠会は積極的に推進する方針とのことで、幹事ソニー  
ます。憲法論議に関連させて、以前まで書き一た君が代・日之内  
件（松下さんにはお笑いにて二とを以て）、モードリード提起  
一冊あるかと、ふと心に浮いた。薛平さんのための本が、何でも飲ませ  
ていく。日英を貢じありながら、こんなじうを書いたとは、オジジすゆ！

### （＊）高不さんの資料について

被曝は量と距離の相間は気象条件のいかにもによるものとあります。大気  
汚染の拡散状況につき、東海裁判に開廷して調べた二つのある「数理計算」  
所載論文のコピーを同封しておきます。二つによると、大気安定度とどうば

風速、日射量、雲量で分類されますが、現在は気温、大気密度、風向の  
変動地のパラメーターを加えて、より精査に分類されるものとなります。

(1) では風速3%、大気安定度D、晴天、放出高度200m、ですか、放出  
され、放射能は放射しやすく、事故を起して原発の近くだと、  
放射能の量は少ないと解釈出来ます。

(2) では風速2%、大気安定度A(安定)、雨天、放出高度0mですか、  
放射能は原発近辺に集中してあるといふことになります。雨の影響  
は大きく、新潟や青森のように雪の中が事故が起ったう、とくともさ  
ることになる筈です。

(1) の場合でも、事故中心の人のがほんの数秒で吹き飛ばれ死なる量を溢げる  
かからない。周辺住民の被曝は(2)と大差ないと考へてもよ。

以上、簡単ですが、お返事下さい。また、高不さんへ資料を（縮小版は送りに  
くいが）原本版つけておきました。私の友人び、松下さんより  
うに、きちんと送らせて下さる人はほくとにアドバイスください。

（追記）連合艦隊の判決、複数あります  
記事を送りました。

九三二二〇 山浦 宏

山浦 元 株式会社
3月から4月に主張りつつありますかお元気ですか?
年上の方達心肺等の問題で、月半ほどは、現在は大丈夫ですか?
要注意生活と通院等を続けて、また、作業等を適度に休む
努力をして下さい。(最初の一週間は記録や資料を提出するには集中して下さい。) しかし、今までおこなってきたように、今後は社会へ出るとき等で、必ずしも休むことはないと思います。
年上の人の充電バッテリーはあくまでも、作業の積分値としては、
=山浦元 株式会社 = 安田正一。
近況の一覧官内でのこの連絡文を集め、「同時代建築 通説」へ、私の表現を盛川さんのものとして掲載して貰いました。 また、この氣氛をうつすてた上りは、移動距離を測定して貰いました。
「アーティストの現代建築の場合と同じ程度で、強度が 氣持の他に、やさげり、とても質へもかへります。今回も
お食い入りをして、自分で100%以上、手書き表425 地図へ月3です。他の方々、私35歳の人が知れません。
(情況は、2月、主に官内へは2月)

又大也の貨物→一教後道(言葉)終了284.80=3). 19日2/3																				
一ヶ子、境界審査法による3次元非定常流動方程式の解説、																				
の基礎、光の又基礎応用も判りたいと思ふ。(4月2日)																				
① いかに3次元上向分子を示すか。																				
△ 1) 3次元の拡散方程式はどのように示すか?																				
2) (どの面で3次元が示され、代表的な分子)																				
② 放射線量定数、反応速度定数、等																				
拡散係数、拡散俌率 とレドン方程式																				
導通俌率、導通率																				
△ いかに一般的に(物理的性質と表記と等)拡散俌率を示すか。																				
△ いかに計算方法の判斷を決めるか、示すか。(1月3日)																				
③ 積分事例と人間の主要事例の表示式と異同、如何に統一的把握していかなければならぬか?																				
(積分事例と積分事例の統一化(何をすればいいのか、如何にいかへんか?)																				
△ 3種類の従来の統計力学式を比較してみる。(分子運動論)																				
△ いかに強調します。急ぎました。)																				
	93	3	31	-	1															
	93	3	31	-	1															

(質問の補充)

初期条件を二つ以上持つのです。

素粒子の動きは直線になりますが、なぜか複数の

なぜ？ が並んでいます。

$\langle \rangle$   $\langle \rangle$   $\langle \rangle$  = (3) 見えません

素粒子に入ります場合、一個の素粒子に

一組の光子が玉突きのように当たり、その状態

リストやツール (これが何で大きな数の素粒子)

かかるようにあります) < > < > < > < >

眼1+4+3形で

2+2拡大して3の2倍以上、又、と毛毎も光

どうもも+の素粒子で並んでいて、3+が3

相手の素粒子 (x) が→23.0.0.→(y) が→3

の？ ま3.0.0.生のようですか、よろしく、

## 松下興業

二四一九日、新設工事より実験工場完成並立を行ふ。一、土木工事  
二、機械工事と機械装置工事、三日は十二日まで着工。四、電気工事  
五、内装工事（内装工事十三～十四日は主に漆喰工事）六、新規工事合  
計二十二日間で工事を終了。併し、施工の間で、工事の進行度を監督せし  
るに、工事の進捗度を算定する方法を考へた。長年、工事の施工度を監督せし  
結果は記録や資料を算定と見比して、工事の施工度を算定する方法を考へた。  
機械工事は、機械装置工事と見比して、工事の施工度を算定する方法を考へた。  
機械装置工事は、機械装置工事と見比して、工事の施工度を算定する方法を考へた。

前回の施工度を算定する方法は、工事の施工度を算定する方法を考へた。  
松下興業は、工事の施工度を算定する方法を考へた。

No.1

① 三次元拡散方程式は次の式で表す。

(三次元拡散方程式)

$$\frac{\partial C}{\partial t} + \vec{V} \cdot \vec{\nabla} C + \alpha C - k \vec{\nabla} \cdot \vec{\nabla} C = S(\vec{r}, t) \quad (1)$$

媒質内の空間座標 $(x, y, z)$ と $\vec{r} = (x, y, z)$ は直交座標系、 $\vec{V} = (v_x, v_y, v_z)$ は  
移動速度ベクトル、 $\vec{\nabla} = \left( \frac{\partial}{\partial x}, \frac{\partial}{\partial y}, \frac{\partial}{\partial z} \right)$ は微分を表すベクトルである。また、 $\vec{\nabla} \cdot \vec{\nabla} = \frac{\partial^2}{\partial x^2} + \frac{\partial^2}{\partial y^2} + \frac{\partial^2}{\partial z^2}$   
は、 $\vec{\nabla} \cdot \vec{\nabla}$ 微分を表すスカラーフィールドである。また、 $\vec{V} \cdot \vec{\nabla} = v_x \frac{\partial}{\partial x} + v_y \frac{\partial}{\partial y} + v_z \frac{\partial}{\partial z}$ である。因みに、 $\vec{V} \cdot \vec{\nabla} C$ は、 $\vec{V}$ と $C$ の点積である。

$$\frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial t} + (v_x \frac{\partial}{\partial x} + v_y \frac{\partial}{\partial y} + v_z \frac{\partial}{\partial z}) C(x, y, z, t) + \alpha C(x, y, z, t) - k \left( \frac{\partial^2 C}{\partial x^2} + \frac{\partial^2 C}{\partial y^2} + \frac{\partial^2 C}{\partial z^2} \right) C(x, y, z, t)$$

二回の三次元拡散方程式は、 $\vec{V}$ 、 $\alpha$ 、 $k$ 、 $S$ を既知として解く。

拡散物質の濃度分布関数 $C(x, y, z, t)$ を求めるには、 $\vec{V}$ 、 $\alpha$ 、 $k$ 、 $S$ を既知として解く。  
方程式は、 $\frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial t} + (v_x \frac{\partial}{\partial x} + v_y \frac{\partial}{\partial y} + v_z \frac{\partial}{\partial z}) C(x, y, z, t) + \alpha C(x, y, z, t) - k \left( \frac{\partial^2 C}{\partial x^2} + \frac{\partial^2 C}{\partial y^2} + \frac{\partial^2 C}{\partial z^2} \right) C(x, y, z, t) = S(x, y, z, t)$

（三次元）の形である。 $\frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial t} + v_x \frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial x} + v_y \frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial y} + v_z \frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial z} + \alpha C(x, y, z, t) - k \frac{\partial^2 C(x, y, z, t)}{\partial x^2} = S(x, y, z, t)$ 。

（三次元）は、 $\frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial t} + v_x \frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial x} + v_y \frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial y} + v_z \frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial z} + \alpha C(x, y, z, t) - k \frac{\partial^2 C(x, y, z, t)}{\partial x^2} = 0$ である。これは、 $\vec{V}$ と $C$ の点積が零であることを意味する。

（2）機械装置工事と機械装置工事と見比して、 $\vec{V}$ と $C$ の点積が零である。  
機械装置工事と見比して、 $\vec{V}$ と $C$ の点積が零である。

No.2

No.4

すます等、いろいろあります。これはも直接は映像などと言えるところです。従つて、二質問の一つは、光(電)が写つてゐるとはあらじふうか? 私の写真については全くの素人で、もう一度お聞きします。

以上、ある程度の答えに答へねば幸いです。  
前記の

と二点目、お年会(講演会)は週刊「金曜日」創刊準備委員会からのお書き込みがあり、本多勝一氏の講演がメインなわけです。二点目で作成したビラ(緑色)に本多氏が苦情を言つて、「千葉大葉子が辛」は削除せよといつて、改めて返り返つたのが黄色のチラシです。ふつたが学んだことは残つてあります。松下さんのありやる情況はかくの如いです。「刊登」や「紙面を独占して平手たたいておくれ」とあります。ごほくおぐれを健康に留意して下さい。

No.3

(3) 河村さんの計算では、アヤトを走数と仮定していますが、実際は、場所、媒質、密度、外は条件に依存して変化しますが、解自然是もう少し似解です。「突然の事故、人身はない要素」とアヤト、Sにうまくクリアとが出来れば、表現しようと申します。(多く解けてない) 4  
かども……。該段の一行といつて放射性物質のガラス固体化、埋設、蒸気アーチを同時にします。これも地表、地盤の大筋(おも)の構造に変る筈ですが、どう理論的に再現(予測)するには至難の山がございま。

補足9.二質問に關へ。

素粒子の検出方法は電気的信号を利用すが、イーカウナー、電離箱をはじめ多くの方法がありますが、直接受取るために関連する項目を掲げます。原子核乾板、電離箱、半導体検出器、電子顕微鏡)。光や素粒子が乾板と相互作用すると乳剝が可能となります(高エネルギー)。顕微鏡で拡大して映像を得る、あるいは光や電子線を対象粒子に照射して電子線を干渉させ乾板やグラス管に写程する、中性粒子は核反応を生ずる粒子を検出化

「げんじくじんしりょう（'93.3）

## 擬制の告発

XXVII

原告 山浦 元

### 「魅力失う原子力・日本のプルトニウムギャンブル」

内閣情報調査室資料紹介

プルトニウムに暮れ、そし 守っている科技庁前でそんな なつたと思われる。

二週間後、へこれを「げん

て明けた年末年始であつた。ことを考えていた。  
十数億円の物質を輸送する

のに三百三十億円余を費消し、一さん再処理工場阻止を訴

たにも拘らず、あかつき丸が、奇しくもあかつ

なし遂げた最大の任務が、我 なさんから提供された。国会

の國の原子力政策がいかに独善

的で時代錯誤に満ちたもので える力強い声を聞いて、発症 内閣情報調査室監修による

あるかを世界中にアピールし など従事者を思う。デモの 関係者および神出鬼没の神算

続けたことであつたとは、政 会後、屋内に会場を移して多数 しかけていた腰痛が和らぐの 「国際情勢資料・特集」を〇

府・動燃にとって何という自 の海外参加者を含む四〇〇人で、私たち一般国民がこの種

己矛盾である。プルトニウム利用や輸送に関する国民的

合意は皆無、沿岸諸国との反対・抗議・通過拒否声明を一

規模の緊急集会が開かれ、各の行政内部資料をにする機

切無視、乗務員さえ信用出来 業利用・国家備蓄・取引を一

般のプルトニウム輸送に関する英米二誌の論文に「まえが

切行なないこと、国際的なき(要旨)」を附加して一七

を一括管理、銃と機関砲で徹底武装、軍事偵察衛星と潜水

艦による監視、しかも積載し 目的に限定しない限り輸送行 合意と保障措置体制を確立 し、かつ最終的な貯蔵という

べきなのであるが、我が国の劣悪

行為は断じて認められない」と、足としか思えない評価の安易

な原子力技術に関する認識不

正なページにわたって収録しただけ

が、政府はどう総括するつも、全世界の原発をどうするか

した所業こそ核ジャックの名歩踏み込んで、再処理対象物 データに基づいて冷靜な分析

に最もふさわしいのではない、と、足としか思えない評価の安易

を試みており、彼我のマスク

か。政府はどう総括するつも、全世界の原発をどうするか

を試みており、彼我のマスク

のない「まえがき」部分を転

りだろ。一月六日、新春の に言及していたら、プルトニウムの格差を改めて知らされ

阳光を浴びてひたすら沈黙を ウム問題の核心がより鮮明に

載する（全文をご覧になりたい方はコピーをお送りします）。

英米よりも、原発とは無縁な国々と私たち

まえがき

の声に謙虚に耳を傾けてもらいたいものであるが、内外の非難と抗議行動が頂点に達して、いた時期に、一条の光明を求めて要旨を抜き書きしている編者（内外情勢調査会）の不安

今秋、輸送船「あかつき」によるフランスからの plutonium 輸入計画は、予想

（二）新たな原発建設計画を

（三）原発が低成長になつた一因は一般大衆の不安だ。

百二十の発電所——その五分の四是先進諸国にある——から世界の電力のわずか一七% 外に大きな国際的非難を浴びた。その背景を知るのに恰好な記事が米英の二大誌に掲載されたので本特集で紹介しよう。一つは英誌「エコノミスト」一九九一年十一月二十一日号所載の「魅力失う原子力」、もう一つは米誌「タイ

は日本と韓国だけである。力のコストは金利水準に大いに左右される。金融コストが高価なものになってしまった一因は一般大衆の不安だ。ようだ。原子力は現在、約四百三十の発電所——その五分の四是先進諸国にある——から世界の電力のわずか一七% 外に大きな国際的非難を浴びた。その背景を知るのに恰好な記事が米英の二大誌に掲載されたので本特集で紹介しよう。一つは英誌「エコノミ

7

## 擬制の告発

（二）原子力は一時未来のエネルギーとみられていたが、原子力の将来がなお有望そうなの今や多くの国にとって、原子力の将来がなお有望そうなの

止している。フランスの新設は二五~三〇%にすぎず、ガ

ネルギーとみられていたが、原子力の将来がなお有望そうなの今や多くの国にとって、原子力の将来がなお有望そうなの

（三）原発は規模が大きいだけなく何かにつけて費用がかかり。概算では原発の建設から、日本では英ササイズウェル B 発電複雑な発電所を意味し、建設

（四）原発は規模が大きいだけなく何かにつけて費用がかかり。概算では原発の建設から、日本では英ササイズウェル B 発電複雑な発電所を意味し、建設

（六）「あかつき丸」による

（五）しかし、原発の経済性事故は人々を一層おびえさせた。その背景を知るのに恰好な記事が米英の二大誌に掲載されたので本特集で紹介しよう。一つは英誌「エコノミスト」一九九一年十一月二十一日号所載の「魅力失う原子力」、もう一つは米誌「タイ

（六）「あかつき丸」による

政府が計算に入れていない  
かった不測の事態があつた。  
た。この種の輸送計画に

対する国際的非難の爆發  
だ。日本は高速増殖炉計  
画のため、十年間に三十  
トンのプルトニウム輸入  
を計画しているが、この  
計画への最大の抑制要因  
はクリントン政権となる  
かもしれない。(タイム

国際的非難が予想外であつたとは情ないの一語に尽きる。我が政府もタイム誌も「プルトニウム輸入計画」と表現している点は、はつきり記憶しておく必要があるだろう。「返還」と「輸入」は明確に区別されるべきである。

（六）高速増殖炉は、炉心に過ぎて計算できない。原発は全く割に合わない。

（六）高速増殖炉は、炉心に過ぎて計算できない。原発は全く割に合わない。

（六）高速増殖炉は、炉心に過ぎて計算できない。原発は全く割に合わない。

（六）高速増殖炉は、炉心に過ぎて計算できない。原発は全く割に合わない。

たたとて、確信を持つて語れる人  
たる。我が政府もタイム誌も  
（四）原子力の正確なコスト  
計算は困難で、特に寿命が尽  
い。

（二）現在原子力が世界の全  
エネルギー利用に占める比率  
は五%に過ぎない。

（三）原子力の危険度に関する  
米心理学者の調査による  
と、専門家群は二十位、企業  
の重役群は八位にランクした  
が、女性有権者連盟と大学生

擬制の告発

（三）原子力の危険度に関する  
米心理学者の調査による  
と、専門家群は二十位、企業  
の重役群は八位にランクした  
が、女性有権者連盟と大学生

山 一 調 元 楠
4.8 STA で～ね～が お手紙、復向への応答、資料をと 手てにありますか? こ～と～ました。参考書はあります?
次の直行部、表記～多忙な時刻は恐縮ですがよろしく。
* 「ひらくたん」第31号の「機動車の告発」は、シリーズとして 最も注目すべきだけに、一応終アドバイスとして記念 です。ただし、次の車両表示への準備運動が不可欠 であります。これはよく知ります。私も駆念集、シリーズ282 工事に(1～4と5～8)表記して来たので、一くらべ (空白)とあえて次の構成(機念集三回の流れは?) する)～何處へ反映されるべきか～ますから。 * 他の機関に付いて、基礎的な～本質的な～教示を～ 工事の多くは～とあります。云々です。原理的です のは原理的です、何處を参考し、参考～とあります 勾連して上記した復向との二点入 (1) 100t～300tの工事教科程度と解くと～と～と 周囲の形と導きをもつてしてどう?

(2) がうねるコントローラーは最も手軽な方法で、 2次元で平面内を直線運動する場合、 演算して各点の移動速度を出すことで、 計算結果は必ずしも、(1)の形、直線の形 を示す。したがって、 2. 4. 3. 入?	3D空間で直線運動をする車(直線)。
(3) 床、床面に反応力を考慮に入れるとして、 この数値は 一般的に正確でない一義的値で、計算主体が「3~3」操作	2. 4. 3. 入?
(4) がうねる角度を考慮する場合、 <矩形と非矩形>で直角の場合は、直角部分を除く	直角部分を除く
2. 4. 3. 入?	(波動を考慮) 4. 5.
(5) 図書館で本と本の間にコレクター。 トライアスル装置とするために(水面の高さ $h$ 一定)、 $x = x - c_0 t$ , $c_0 = \sqrt{gh}$ .	$\frac{\partial}{\partial t} + \frac{\partial^2}{\partial x^2} + \frac{\partial^3}{\partial x^3} + \frac{\partial^5}{\partial x^5} = 0$ $(\frac{\partial}{\partial t} + \frac{\partial^2}{\partial x^2}) + (c_0 \cdot h)^2 \frac{\partial^3}{\partial x^3} + (c_0 \cdot h)^4 \frac{\partial^5}{\partial x^5} = 0$

コクヨ ケ-35 20×20 ↑  
4つの矢印、2~3矢印の矢印のアーチアーチは本を立てる

手足筋肉運動	頭部運動	腹部運動	腰背部運動	四肢運動
腹筋運動	腹部運動	腰背部運動	四肢運動	手足筋肉運動
手足筋肉運動				
骨盆運動				
腹部運動				
腰背部運動				
四肢運動				
手足筋肉運動				
骨盆運動				
腹部運動				
腰背部運動				
四肢運動				
手足筋肉運動				
骨盆運動				
腹部運動				
腰背部運動				
四肢運動				
手足筋肉運動				
骨盆運動				
腹部運動				
腰背部運動				
四肢運動				
9.3. 4. 16	F	D		
連続	単発	混合	片持	不持
復習	授業	天井	床	椅子

# 松下昇様

四一六行の問題、あると申します。松下さんは、もはや立派な先生になります。

河村さんご論文の論理を依頼され、先日(7月28日)、説明

いた問題についてお話し下さい。さすがに、西日本では有名な方。

方から「アーティスティック」と評されています。私は

数学問題は「アーティスティック」には無意味だとおもいます。

これは「アーティスティック」にはない事実です。

(1) 拡散方程式は限界で解くことは不可能

数学的には既知の問題を用いて表現する、(2) が不可能

の理由は「アーティスティック」では解くことは不可能です。

(2) 従つて、「アーティスティック」は数値解と呼ぶべきである。(3) が「アーティスティック」の定義の图形

No.1

「アーティスティック」は数値解(「アーティスティック」)の图形の形で図形

を示す。すなはち、(1) が「アーティスティック」、(2) が「アーティスティック」、(3) が「アーティスティック」。

$$\frac{\partial C}{\partial t} + (\vec{v} \cdot \vec{\nabla})C + \lambda C - k \vec{\nabla} \cdot \vec{\nabla} C = S(\vec{r}, t) \quad \text{で } \vec{v} = \vec{0}, \lambda = 0, \vec{\nabla} \cdot \vec{v} = \frac{\partial}{\partial x}, S(\vec{r}, t) = 0$$

$$\frac{\partial C}{\partial t} - k \frac{\partial^2 C}{\partial x^2} = 0 \quad \text{---(1)}$$

$\vec{v}$  は元の拡散方程式、 $S$  は右側の初期条件、 $x$  は時間、 $t$  は空間、 $C(x, t)$  は物質の濃度分布函数

時刻  $t$  における物質の濃度分布関数  $C(x, t)$  を求めよ。熱力学

方程式を立てて解こう。初期条件  $t=0$  时  $C(x, 0) = f(x)$  ---(2)

$$X \frac{dT}{dt} - k \frac{d^2 X}{dx^2}, T = 0 \quad \text{---(4)} \quad \frac{dT}{dt} = \frac{1}{X} \frac{d^2 X}{dx^2} = a \quad \text{(定数)} \rightarrow T = t + C_1 x + C_2 e^{ax} \quad \text{---(5)}$$

$$\frac{dT}{dt} = aT \quad \text{---(6)} \quad \frac{dT}{dt} = aX \quad \text{---(7)}$$

(7) で解く  $T = f(t) e^{at}$  と掛ければ (1) の代入すれば

(K は物質の拡散係数)(2) の条件下、物質の拡散によって

$X(t) = B e^{-at}$   $t \rightarrow \infty$  时  $T(t) \rightarrow \pm \infty$  となる。つまり  $a < 0$  でなければならない。

$T(t) = B e^{-at}$   $t \rightarrow \infty$  时  $\frac{dX}{dx} = -a^2 X^{-1}$  単純な方程式となる。正規方程

$X(t) = D e^{-a(x+ct)}$   $t \rightarrow \infty$  时  $C(x, t) = X(t) T(t) = B D e^{-a(x+ct)}$   $c > 0$  时  $C(x, t) = B D e^{-a(x+ct)}$

が、一つ解の形である  $= B D e^{-a(x+ct)}$  时  $C(x, t) = B D e^{-a(x+ct)}$

No.2

$C(x, t) = B D e^{-a(x+ct)}$  时  $C(x, t) = B D e^{-a(x+ct)}$

性質

必要がありません。そこで(1)式、(2)式を満たす解を求めてみます。  
ただし、(1)式の解は複数個あります。(2)式の解は無数個あります。  
これを構成するには、 $B = \frac{1}{\pi} f(u)$ ,  $E = -du$   
(積分形)と、 $C(x,t) = \frac{1}{\pi} \int_0^\infty f(u) e^{-dxt} \cos(x-u) du$  です。(8)

$$= \int_0^\infty (8) \text{式} \cdot (2) \text{式} \cdot (1) \text{式} \cdot (2) \text{式} \cdot (3) \text{式} \cdot (4) \text{式} \cdot (5) \text{式} \cdots (8)$$

$C(x,t) = \frac{1}{\pi} \int_0^\infty f(u) \cos(x-u) du$  です。  
 $f(u) = \frac{1}{\pi} \int_0^\infty f(u) \cos(x-u) du$  と書くのが簡単です。(7)式で  
表示すると、(2)式を満たす(1)の解は(8)式であることが  
分かります。おまけに実測と比較してみると、(8)式が  
よく合います。

(3) 次に(2)式を満たす解を求めてみます。

まず(1)式を満たす解を求めてみます。これは複数個あります。  
ただし、(1)式の解は複数個あります。(2)式の解は無数個あります。  
これを構成するには、 $B = \frac{1}{\pi} f(u)$ ,  $E = -du$   
(積分形)と、 $C(x,t) = \frac{1}{\pi} \int_0^\infty f(u) e^{-dxt} \cos(x-u) du$  です。(8)

No.3

(4) 未知関数  $C$ ,  $x$  の 1 階微分  $\frac{\partial C}{\partial t}$ ,  $\frac{\partial C}{\partial x}$ , 2 階微分  $\frac{\partial^2 C}{\partial t^2}$ ,  $\frac{\partial^2 C}{\partial x^2}$ ,  $\frac{\partial^2 C}{\partial t \partial x}$ ,  $\dots$  を求める。1 次(1)式の形は  $x = 0, t = 0$  で  
1 階微分式は  $\frac{\partial C}{\partial x} = 0$  です。

$t = 0, x = 0$  で  $(\frac{\partial C}{\partial t})' - K(\frac{\partial^2 C}{\partial x^2})' = 0$  より解くと、一般の初期条件式を  
 $(\frac{\partial C}{\partial t})' + D \cdot (\frac{\partial C}{\partial x}, \frac{\partial C}{\partial x}, \frac{\partial C}{\partial x}) + KC - K(\frac{\partial^2 C}{\partial x^2} + \frac{\partial^2 C}{\partial t \partial x}) = S(\frac{\partial C}{\partial t})$  とします。

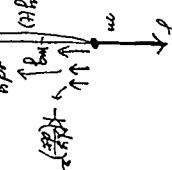
もし  $(\frac{\partial C}{\partial t})^2 - K(\frac{\partial^2 C}{\partial x^2}) = 0$  で  $\frac{\partial C}{\partial t} = K(\frac{\partial^2 C}{\partial x^2})$  とすれば、  
非線形方程式は解くことができます。

(5)  $F = \rho g$  (密度  $\rho$  の物質が上昇運動しているとき)(右図)、重力  $-mg$ 、速度  $\frac{dy}{dt}$   
は比例する。摩擦の抵抗  $-kv$ 、速度  $v$  と摩擦係数  $k$  は比例する。  
つまり  $m \frac{d^2y}{dt^2} = -mg - k \left( \frac{dy}{dt} \right)^2$  (差分は  $v$  と  $\frac{dy}{dt}$  の関係式) です。

$$m \frac{d^2y}{dt^2} = -mg - k \left( \frac{dy}{dt} \right)^2$$

この式は、(1)式の形で  $m \frac{d^2y}{dt^2} = -mg - k \left( \frac{dy}{dt} \right)^2$  と書くことができます。

非線形方程式  $m \frac{d^2y}{dt^2} = -mg - k \left( \frac{dy}{dt} \right)^2$  は解くのが至難な問題ですが、自然な解は



No.4

No.5

この問題の(5)は、線形項と非線形項が共に物理量であることを表すには、現象  
は、  
 $\frac{\partial u}{\partial t} + \frac{3G_0}{2E} \frac{\partial^2 u}{\partial x^2} + \frac{G_0 \nu \partial^2 u}{6 E^2} = 0$  で表される。素直な形で、  
 $\frac{\partial u}{\partial t} + \frac{3G_0}{2E} \frac{\partial^2 u}{\partial x^2} + \frac{G_0 \nu \partial^2 u}{6 E^2} = 0$  で表される。  
解説

(1) は、物理量を時間と空間で同時に表す方です。  
線形項と非線形項と、非線形項と時間と空間の項が、  
ソリューション、時間と空間の項が、  
非線形項と時間と空間の項が、  
(2) の解法で「(1)」の(5)は、線形の微分方程式は解を重ね合わせる(加法性)、  
積分法(積分)は出来ませんが、非線形の微分方程式では不可能です。  
つまり、自然現象は、  
多い現象は、物理量の「微分方程式の解」と「解の初期条件」などから決まります。  
非線形現象が「不自然現象」といふ中であります。

解説

正清元年

久、23日までで、この間と説明と資料を送り合ひました。

本件につきましては、事内のことば單独としても、或る

だけり、山市でかかげて、差款へと、手配しておきました。

(事内に)つづいて、会員の連絡(つづり)へと、おこなわれます。

方の説明はよく理解し、不思議でない。ところが、これは

もう少し復讐されていくこと。

次、絶滅と非絶滅の区別と連絡は、どうしてある?

そのため(1)の二分の立場は、自体は一般的な

自然現象は、絶滅現象を含んで、計算のたまに、近似的

に記述の方法式で扱う、と、いふ意味で、主として

と見てよろしく。

(2)送り込みました生物三草学詳要(ヒトツノウツクモ)

左一はん下がり古一絆目下二非絶滅現象と分類現象の統合

とある記述があり、1165頁(左6~7行目)には

「分類現象と非絶滅現象の二つ、一つは進化

コヨケ-35 20×20

ありますから、ここで分子釣りの結果と分子構造を比較してみます。

この下、〈電子形と非電子形〉と一分子の分子、2.5Å

が並んでいます。分子の大きさは、2.5Å

\*<sub>2</sub> 4.8×10<sup>-3</sup> の分子純度同封して市販した物理常数譜の

600~1300nm の電子顕微鏡像のはじめの10枚並の説明?

現像可能な銀粒子の粒度が何でありますか? たまたま、4.9  
 ピクセル (1.5nm) 銀粒子の大きさは 0.5~1 μm となり、

素粒子 (0.3~3nm) (7.3M までの電子) の大きさは 0.5~1.2

ナノメートルで大きさを取る方法です。

(2) 素の粒度の測定では、素粒子は粒子としても吸

着する、測定方法によっては素粒子の大きさを測る。

一方、素粒子の表面積と法は粒子とその粒度を重ねて

あるので、素粒子の表面積と法は粒子とその粒度を重ねて

あるので、素粒子の表面積と法は粒子とその粒度を重ねて

あるので、素粒子の表面積と法は粒子とその粒度を重ねて

(3) 以上は銀粒子の大きさについての説明ですが、分子の大きさ

は、電子顕微鏡の結果 (13.96~2.5) の 2.5~13.96

ナノメートルであります。この説明の結果 (13.96~2.5) の 2.5~13.96

ナノメートルであります。

12. やつと神戸大学開學史、別冊(1)～(2)刊行します  
したのでお送りします。(1)は昨午お送りしてますので、少し

更新したので、まだたまにあります。カレオナチャウル

下記の如きが詳しく述べて置かれてゐる。参考までにどうぞ。

直筆の如きは詳しく述べて置かれてゐる。参考までにどうぞ。

お手元に持つておいてください。(本稿は著者にて改訂され、本文は著者にて改訂されたもの)

参考までにどうぞ。

内参付。お手元にありますものではあります。参考までにどうぞ。

神戸大の開學式を行ふと、(1)は(2)より開學式の心をうけた。

至れりがはまく思ひません。(1)は、山浦太元の手書き

書類であります。方々は、面白く見て下さい。多少の心も

ある事で。

(マスノリ)

12. 著述作業が重層化するので、これがほしです。

93. 4. 30 松下昇

追記——「けんじかく」第3156号—下には、「まつた」と書く。

車載は枚数に問題なし。その記述をやりました。50枚を七八でした。

コクヨ上35枚×20台で規定であることを確認しました。(図書会館へ返却)

松下昇様

四三〇付の手紙とパンフ、ありがとうございましたと申します。

"体験を共有した"身近な人々や、今でも議論できるのが河村さんくじに至るまでは私にとって、こういうパンフを作成できる松下さんはすごいし、うらやましいと感じます。(孤立してゐるのは同じことでも...)。

"個人的な体験を普遍的池者に伝え、同時に止揚べきの困難を克服してしまった"という発想が、松下さんの言ふを支え続けました。それを納得させました。その結果がなければ、大学開学も連赤事件の後路も、歴史の断片的な記録でしかございません。体験を忘れたがるる人が圧倒的に多いのは悲しいと感ず。むしろ私はどうぞ一矢お下され代に、こううパンフを書きませば、気がります。たとえば、「平成二年」に時々登場する伊東宣徳弁護士は、蓮志裁判に深く関わっています。れの争い反対は学生会で、裁判隊の協同による連署です。去る1月14日東京地裁で勝訴した内藤隆弁護士も松井浩司を中心メンバーです。二人たゞほ実行には自らモーテルと仕送りであります。

No.1

No.2

個人的体験と言えば、「山本元すじに匹敵する」(吉澤)川口市にあります。品川サマー。原子力委員会長と武井三男を講演者に選んで何の異議も成らずながら時代および自身の経験をやさしく語ります。(夫も、当時の武井さんは原則として推進論者でした)。松下さん同様、「怒り、決意、情念」は隠さないなりですが、私の場合は空回りに終わっており、ほんとや...。

(\*) ① ほほあつやる通りです。ただ、鉛筆形状の大引き(効果)が鉛筆形状にくぐりて十分少ないとま、という条件がつきます。  
② 「分散」に関連する項目のコピーも同封します。分散は、主として波動現象で使われる言葉です。左回に書き忘れてよろしく。鉛筆形状鉛筆式の解は、重ね合せ(加法)が可能で、鉛筆形状も同じ性質をもつます。解が鉛筆形状とすると、それは幾つかある。無数の波動の重ね合せにならざる等、二本を自然現象と対比させると、

豊島公会堂がとれたり、  
近くに居る武井氏(立教大  
がりだとうとう容易な  
発想)

何うかの理由(条件)で重複合減少して形成された一つの波動が、それを構成している部分波に分解していく分散性をもつてゐる。は、じく“自然”な二とて考へなくてはなりません。従つて、あつやるよりは「分散項」で分散効果は(波動として)、矩形の一つの形態である」と言ふあります。

(光)  
①「素粒子の大ささ」という場合、電荷のある<sup>はたがい</sup>、衣を捨棄した裸の粒子の大ささがあります。

電気的なクーロン力の範囲は無限大ですから、前者の意味を表記すと、電子の大ささは無限大といふことにちがひませんが、実際には電子力学の適用範囲といふ  $10^{-15}$  m 程度でしょう。また後者(裸の粒子)の意味では、もし電子自体に構造があるとすれば、大きさは  $10^{-17}$  m 以下と推定されります。電子に限らず、窮屈の素粒子と見えらる<sup>はたがい</sup>クオーケ(Proton)粒子も、クオーケで構成される? 阳子や中性子も、裸の大ささは電子程度と見なされます。ただし、電子も含めて、あらゆる素粒子の裸の構造(の有無も)に関する実験的な確証はありません。Mm<sup>-6</sup> は  $10^{-17}$  m ですか? 完全にマクロのオーダーです。

(裸の粒子とクオーケが存在するか否か、今までに“テモクリットスク必検証されようとしているのです)

→(水波や音波のようないま在波ではなく、被干涉の周数といふ抽象的表現に表わすが、ないもの)

②水波や音波のように、媒質の構成要素の相互作用によつて生ずる現象は、巨視的・古典力学的波動ですから、波動とて直接説明できます。これに対して、光子、電子、原子核、原子、分子など、量子力学的粒子は、他粒子や媒質の構成要素との相互作用とは全く無縁に、個々の粒子自体が存在確率波として潜在的波動性を本質的に持つります。従つて、量子力学的粒子は“粒子”とも波といふべき存在とすると言えども、厳密には存在概念をつきつける必要があり、それが能動的起ります。例によつて、二つのスリットへ一個の量子力学的粒子を放つたとすると、二つのスリットを通過した存在確率波の分波同志が相互作用し、即ち一個の量子力学的粒子が自らと相互作用し、存在確率波が得られるというやうです。即ち、起(粒子)、承(波)、反射(波)、節(粒子)と表記できます。従つて、能動方法は粒子といふ把握に重点が置かれています。つまり、波動としての能動方法がある。少しへもなく、量子力学的粒子固有の潜在的波動性を織り

No.4

して、量子力学的粒子個々の存在位置（あよび運動位置）を確率的に知り得ると同時に、統計的には全件総と一の量子力学的粒子個々の潜在的波动性が顕在化される。それが能測行為と云ふ事なります。然しながら、ややこしい言方にまつすけません。能測条件によるとたとえば一方のスリットを閉じて、干涉線が現れなかつたとき、実験板に達する過程では存在確率波である事情は固いです。

依頼の一三九六ページのコピーと同様です。

「追記」欄につけて。

No.5  
「おまじげん二くさん」に無断転載いたしましたのが、資料へたとえは物理学会誌の引用など）につけて、編集者Sさんに再三にわたり、長たうじ「手紙」でじつにクレームをつけて来る原告（物理学者J. D. G. ）がいるかも、神経を疑へあります。が、そのに対するイヤミを書いたのが、著作権法とはなんぞ關係もありません。」まえがきには政府がけたものもすくなく、原告氏もクレームのつけようがないまい。ところが人かいるも外す。では又、ご頼みします。

高橋義典

九三・五・六

山浦元

「げんじくじん」第32号(93.5)

元山浦告

XXVIII

## 擬制の告発

戦中世代のささやかな体験的護憲論

NHK受信契約問題を媒介として

政界再編の動きに便乗して改憲論が急浮上している。六年前、戦争責任をテーマにした質問状をNHK当局に呈したことがあった。NHK当局は、だわりの一端を若い方々に知つてもらえたうれしい思い、以下に掲載させていただく。

読み返してみて、虚構の公共性概念を振りかざして受信契約を強制するNHKの論理が、原発・核燃料訴訟における国側の原告不適格論法そのものであることに（うかつにも今さら）気付いた。粉碎された筈なのに國は懲りもなく低レベル訴訟でまた持ち出している。

某政党的政治家諸氏は「創憲」や「原発容認」や「核融合積極推進」を容易に口にする前に、〈国家〉と〈個人〉の凄絶な相剋の歴史を総点検すべきではないか。

\*\*\*\*\*

NHK会長殿 一九八七年

一月十九日

（序）私は海老名市在住の一市民であるが、後述の理由によりNHKとの受信契約を保留している。こ



それ自身に契約に当る個人の内面的な意思の自由が不可分なものとして内包されているのである。私たちにとって最も貴重なこの自由の原則が「国民全体の利益」などという実体の全く不明な言葉で制限されることなど、いささかもあつてはならないのである。事前の連絡も了解もなしに突然訪れるNHK職員の行為も、契約についての無理解に由来する。

NHK職員がこんな滅茶苦茶なものを配布しているとは知らなかつたし、殆どの人々も同じ思われる。私のような見解は引用文によれば「一部」に属するNHK職員が、インターネットで契約保留の意思を伝えたにも拘らず、視聴者全體から見ればそれこそ「一部」に過ぎない政治家たちが作ったものを居丈高に押しつけるNHKの意図は何か。戦前のあの世論操作の再現か。

（アシズムを許さず一度と戦争の象形態ではないが、）それを少数意見として抑圧排除した。り、全国個々人の言論・思想・対しても警察に連絡するなどと一放送を説いており、しかもNHKが公共放送を説いて以上、他の視聴者とも共有すべきテーマであると供たちにも分るように説明して欲言も言ったことはないし、考えたことでもない。NHK職員のこの言葉は、自分が市民に対して暴力を振るう戦後私たちが得た最大の教訓である。前項に述べた経緯、いわゆる「改悪と解す」の前兆であり先取りである。

このことは、平稳な正月明けの一月十一日、またも突如現われたNHKの体質を象徴していると判断するしかないではないか。自分の自由は何とか自分で守りたい、守り切れない時は市民と共に守るという民主主義の原則すらわきまえていないNHKに公共性を語る資格があるのか。政治権力、司法権力、警察権力等、あらゆる冒頭に述べた暴力を振るいつつ、冒頭に述べた暴力を振るいつつ、NHK職員が、インターネットで契約保留の意思を伝えたにも拘らず、視聴者に問うたことがあるのか。視聴者全體から見ればそれこそ「一部」に過ぎない政治家たちが作ったものを居丈高に押しつけるNHKの意図は何か。戦前のあの世論操作の再現か。

（アシズムを許さず一度と戦争の象形態ではないが、）それを少数意見として抑圧排除した。り、全国個々人の言論・思想・対しても警察に連絡するなどと一放送を説いており、他の視聴者とも共有すべきテーマであると供たちにも分るように説明して欲言も言ったことはないし、考えたことでもない。NHK職員のこの言葉は、自分が市民に対して暴力を振るう戦後私たちが得た最大の教訓である。前項に述べた経緯、いわゆる「改悪と解す」の前兆であり先取りである。

（二）NHK当局の暴力行為についての説明

（一）NHKへの私の批判と疑問に対する回答、を求める。以下補足質問を記す。

（1）要信契約について訪問職員にか。

（2）要信契約に際して予め連絡し立てる回答、を求める。以下補足質問を記す。

（3）訪問先と近隣に病人・お年寄り・子供がいる可能性への配慮を立てる回答、を求める。以下補足質問を記す。

（4）一月十一日の発言と行為の意図と根拠を問う。

（5）要信契約拒否あるいは未払い世帯が訪れ、（暴力行為については陳謝する。質問は多岐にわたつていて複雑である）と語った。以後契約訪問

（6）契約後視聴者の意思で契約解除が出来るのはどういう場合か。い。憲法問題の根底、核心を改めて考えてみたいと思う。

（解明と回答を求める）

（7）第一と第三チャネルで君が



# 山浦 元 部

スカウト 課題をとる

5-6月 (5.15 授業) の お 午 飯 后 ハイキングを行った。

(1) 10時から二時間ほんと30分くらいで各会員が各自で走成して

走る方向へ止留して走ること。またまた、走る方向の作業

大変了然、少人競争で走り出す。走り出すと、走る方向へ向かう。

走る方向へ走る人達の反応は走る方向へ走る人達

走る方向へ走る人達の反応は走る方向へ走る人達

飯 列

用意しました

(2) 10時30分 検査官と天王門へ一晩で天王、肉連資料

の写真と同様に写す。検査官の前で天王、肉連資料の法則

84.12.17 に生じたものと、許可費用を執行は許可地主

第三回 国教指揮の一連性を示す一書。説明して

実際の執行は執行官に主で、件をもつて執行の責任者で、主で

八四年の検査官は責任はもたず、と一つの文書が出来ます。

(5.25 5月12. 対外への予告に付した検査官名と検査官)

2年後

「ナニ=いたる」並32号に年齢工事、山浦さんとNJKのアリビ

其道の事ですね。正午迄して、よし文章本とあたって戻らました。

貴重体験飞車へようこそ飛車へよし表現がめったにありません。

コクヨ K-35 20×20  
著作権 3年下刈りました。山浦さん、元気なユーモアセレスモ

大したもござね!

③ 今後、内需の活性化に向けた取り組みと、外需の拡大による貿易実績

貿易立地の整備、港湾施設の充実、新規輸出企業の本拠地確立による輸出促進。

新規輸出企業の本拠地確立による輸出促進。

新規輸出企業の本拠地確立による輸出促進。

貿易立地の整備、港湾施設の充実による輸出促進。

$$e^{-x} \quad r \\ - \quad (x + \frac{m}{m_c})$$

これは  $(34+3)$  の式で、これが  $m/m_c$  であることを示す。

これは  $(34+3)$  の式で、これが  $m/m_c$  であることを示す。

$$f(x) = \frac{1}{e^x \cdot x}$$

グラフを作成して示す。

これは正確な式が自給率を示すが、分母に  $m/m_c$  を乗じる。

参考として、(34)における赤印を示す。(最大値)の座標を計算する。

これは決めていかないか? が示されたときに? 税率の手帳

年齢のことは、貨物で恐縮ですが。

(次回貨物で) 3年後の開拓は、どうぞ: 硬化へ老化

様式第10号

# 最終警告 督促状

平成 5 年 5 月 15 日

〒650 神戸市中央区橋通1丁目4番1号

神戸地方検察庁 (電話341-7421)

検察事務官 三宅洋文

次のとおり検察官の命により督促します。

下記金額が未納ですから、平成 5 年 5 月  
21 日までに納付してください。

納付すべき 徴収金の種別 及び金額	新規未平	百	十	万	千	百	十	円
		肆	万	五	六	一	九	五

上記期限内に納付しないときは、強制執行の手続  
をとります。

## 期限厳守

徴収金原票	63 年 第 X 号	担当者
-------	------------	-----

- (注意) 1 出頭して納付するときは、この書面を当庁徴収係に提出  
してください。  
2 郵送するときは、この書面を同封し書留郵便にしてくだ  
さい。

許可書用の納付に因連する内題につき

本年五月一四日付の督促状をうけとりました。  
法律上の問題点とのことですと、本件の許可書用は明知  
六〇年一一月一五日の補充裁判決の事件に因連して  
しません。その後の上告審判決は重大な誤記があり、  
それは許可書用にて窺く所連するものであるため、被告人  
として何回も向ひ合ひや西某義申立てをおこなつてきました。  
(島も新しく昨年六月終局のところを添付します。)  
しかし東京地裁の島新義は、訴訟の正をすと、判決の  
内容も古事記であります。現在に至つてます。そこで  
の件は決定を出さないまま現在に至つてます。(後記)  
被告人としては、訂正された判決が出て喝合には許可書用

と私が早くこまかく、訂正しながら決定が出て増入は  
許され使用を除く申請をするへいりますが、これも私ども承  
うけた請ひの件です。

一方、法的メカニズムの運動にあり、東京高検と神戸地檢は  
前記の又土呂昌や竹田豊太と同様として、自体も重大な  
被告人の指揮監督をする旨を認めさせていました。

私はこれまで、豊田の手納入拒否を繰り返すもので、豊田は  
六月廿四日神戸拘置所内の収容者用の圖書を充てられし  
ようとした時、即ち豊田が当所に在籍する所送された図書は、  
八月廿九日午後午後二時半頃から、其の二時半頃まで  
の入院時間も考慮して示して下さいました。入院後午後二時半  
は豊田も又土呂昌が監視してくれなく、其人は誠に心配の

→  
翌日もまた、その結果、國税局よりの輸入税と拘置料  
の支用を立てて、この結果、國税局よりの輸入税と拘置料

三月 記の方法にては支那へ不可能です。

直行にて未証され乍らアリの通り、午後住居には強制有  
章にてモ該當金額を満たしるより午後のみ有

の物品は他にありません。

私はしては前記の方法でみれば（裁判所の無實付下院心  
への裁判は経けりとしてモ）、個別の現場で取扱事と異せ  
むる如く検査官の方々の「若者アソシヤ」（解説ナシ）  
にてなるべくして、おしおかせ巡査します。（均是外の被收容者モ）

未証の日等を事前に連絡していただけでは、タシホ一

10個モ玄関前に出しておきますので、お待ち帰り下さい。

）許可書用印六六、一九五円うち一万円は昨年入院

中止手帳と地図の連絡メモ室手帳たれ紙にて、強制執

位相手録人されており、本末は巡回していたときたゞ

5

25

に 未訪した検査を取受けた本は高くうれしい。他のものと  
一九三三年五月十九日(

おが、手続を複数にしておいたので、そのままであります。  
三回お伺りしてある所で、おもて本を引き取る所で、  
一万円八角(税込)としてあります。価格は、この間  
丁寧な扱いをして、そのまま保管します。価格は、年  
六月廿四日の支度料金より、古書の高価買取会員のみで、  
お示すように、店舗正確かつ信用できるものであり、  
おもと送達、内封せず、保存してますから、内定には表  
けありません。一、二、三、八角本と、これは価格は上昇して  
います。

お詫び致ります。

一九九三年五月十九日(

神戸市立検査所

検査室第三室  
三三三洋文屋

TEL-078-821-4984

## 松下昇 様

例年よりはるかに社事は忙がふので、日曜も研究室で過すことが多いです。今日(三〇日)は、科学史学会と代々木ゼミ主催の公開模試があるとのことで、構内は相当に忙がゆいところです。行はとでもなく、五・二へ付くお手紙へ返事を書かないと落ちてしまうので、社事始めヒーと……。

「既刊表記の総体と今後の作業計画」を拝見して、松下さんはあと何十年生きるのですか? と若狭さん(が)、身がアラヤーであるが、松下さんは自ら「二十一年」とおっしゃる。松下さんは林家三平一代の口々ではあり得ない(が)、(五六十代や林家三平一代の口々ではある(が))、(虚構には)かんむりの運営をするよ。

内閣選舉に参加を許可貰うなど、お話を訴訟権に適用する発想に感嘆の一言だ。先ほどの「虚構」がハナシの基準訪問があり、室内が「ZETT」とはトライアゴニスム。

No.1

室内でもう少しお待ち。

内閣選舉に参加を許可貰うなど、お話を訴訟権に適用する発想に感嘆の一言だ。先ほどの「虚構」がハナシの基準訪問があり、室内が「ZETT」とはトライアゴニスム。

スピーカーが何を言つてゐるか? おお、

↓ お隣の方からお聞きなさい。

。内閣選舉に参加を許可貰うなど、お話を訴訟権に適用する発想に感嘆の一言だ。

内閣選舉に参加を許可貰うなど、お話を訴訟権に適用する発想に感嘆の一言だ。

$$f(x) = \frac{e^{-x}}{x}$$

$$f'(x) = \frac{(e^{-x})'x - e^{-x}(x)'}{x^2} = -\frac{e^{-x} + x}{x^2} = -\frac{e^{-x}(x+1)}{x^2}$$

式) 2倍減算式。

$x \rightarrow -\infty$	-1	0	-	0
$f'(x)$	X	+	0	X
$f(x) \rightarrow -\infty$	X	→	-e	↓
			- $\infty$ + $\infty$	↓
			0	

No.2

「え。極点は左側か？」

極大点  $(x_0, y_0) = (-1, -e)$

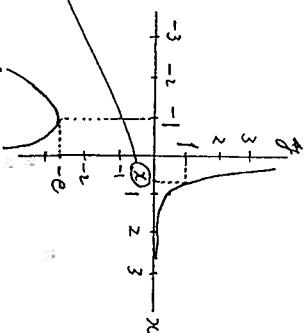
「うわ、(奇数の)偶数倍、 $x$ 軸へ  
目盛が大きいついでいるか？」

#T:  $f(x) = \frac{e^x}{x} = 1 + e^x x + \dots$

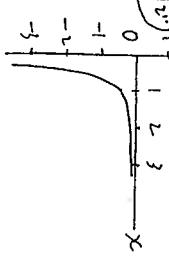
$e^{-x} = x$  の解を求める。二重積分解説は正確な解法を示す。

「え、極値(?)」  
 $x = \frac{y}{e^y} > 0$  で。

$f'(y) = \frac{-e^y}{x^2}$  の形の式で (右側) でえかく  
おがく物語り = 1/x 正確。二つめは  
「極値(?)」が、「極値の大きさ」 = 比較して  
と考えろやべー。湯川さん、電気力(4-2n力)  
の形か?、左の関数形を数推したの?



$x > 0$  の範囲で



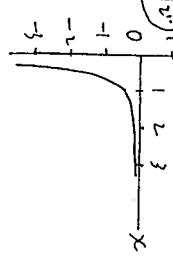
No.3

「え。極値は左側か？」  
極大点  $(x_0, y_0) = (-1, -e)$   
「うわ、(奇数の)偶数倍、 $x$ 軸へ  
目盛が大きいついでいるか？」

#T:  $f(x) = \frac{e^x}{x} = 1 + e^x x + \dots$

$e^{-x} = x$  の解を求める。二重積分解説は正確な解法を示す。

「え、極値(?)」  
 $x = \frac{y}{e^y} > 0$  で。



$x > 0$  の範囲で

$x > 0$  の範囲で

$x > 0$  の範囲で

原子核物理学 [英 nuclear physics, 独 Kernphysik, 仏 physique nucléaire, 露 ядерная физика] 原子核の性質や反応、さらにその応用の物理学的研究を行う学問を原素核物理学といふ。また単に、核物理学ともいふ。広義には高エネルギー反応を用いて素粒子を研究することも含む。ここでは狭義の原子核物理学について述べる。なお、原子核の理論を核理論といふ。

19世紀の終りから20世紀の初めにかけて、原子核の研究が始まったが、それは放射能の研究に密接していた。すなわちフランスの A. H. Becquerel は蛍光の研究によって、ウラン原子が放射能を出すことを発見した。P. Curie と M. Curie はこの研究を発展させ、放射性元素ボロニウムとラジウムを発見した。一方、E. Rutherford は 1906 年から 1908 年にかけて、 $\alpha$  粒子を金の薄膜へ衝突させて、ほとんどの  $\alpha$  粒子はほぼまっすぐに進んだが、いくつかの  $\alpha$  粒子は後方に散乱されることを見つめた。このことから原子の中心には、半径が  $10^{-14}$  m 程度の小さな原子核が存在することがわかった。

次に原子核を構成する粒子が何かが問題になった。1816 年に、すでにイギリスの W. Prout は、すべての原子は水素原子からできていると予想した。しかしながら多くの元素の原子量が、たとえばバリウムは 137.34 というように、整数値からはずれているため、Prout の考えは捨てられてしまった。

1930 年ドイツの W. Bothe と H. Becker はベリリウムの原子核に  $\alpha$  粒子を衝突させると、予想外に透過力のある新しい放射線が発生することを発見した。1932 年 Joliot-Curie 夫妻はこの放射線をバラフィンに衝突させると、陽子が出てくることを発見した。J. Chadwick は、この放射線が陽子とほぼ同じ質量をもつ中性の粒子であることを確かめ、この粒子を中性子と名づけた。

この中性子の発見後直ちに W. K. Heisenberg は、原子核は陽子と電子からではなく、陽子と中性子からできているという考え方を発表した。

次の問題は、陽子や中性子どうしを結合させる力(核力)は何か、ということである。クーロン力は質量 0 の光子が媒介し、到達距離が無限大である。原子核は極めて小さく、核力はせいぜい原子核の大きさ程度の距離で強く、核外で 0 にならねばならない。このためクーロン力は核力にはなれない。湯川秀樹は 1935 年、核力は有限の質量をもつ粒子が媒介すると考えれば説明できることを示した。そしてこの粒子の質量は、電子の質量の 200 ないし 300 倍であることを予言した。1947 年 C. F. Powell は、電子の 273 倍の質量をもつ粒子を発見し、その粒子を  $\pi$  中間子と名づけた。この粒子は核子(中性子および陽子の総称)と強く相互作用し、湯川が予言した粒子にほかならないことを

確認した。このような粒子によって生じる核力は、核子間距離  $r$  のとき

$$\frac{e^{-x}}{x} \quad (x = \frac{r}{\hbar/(m_\pi c)})$$

に比例する。ここで  $m_\pi$  は  $\pi$  中間子の質量である。この関数形をもつ力を湯川型といふ。

実際に観測される核子・核子散乱や重陽子の性質を理解するには、1つの  $\pi$  中間子を交換することによって生じる力、1  $\pi$  中間子交換力だけでは不十分である。種々の核力の模型が提案されている(⇒核力)。

核力の特徴は短距離で強いこと、中心力以外にテンソル力やスピン・軌道相互作用を含み複雑であることである。テンソル力は 1  $\pi$  中間子交換力にも含まれていて、重陽子の四極モーメントが 0 でないことを説明するため必要である。現象論的に得た核力は、近距離( $r < 0.7 \times 10^{-15}$  m)で強い斥力になることがわかっている。このような斥力の芯が何に起因するかまだわかっていないが、核子のクォーク構造の反映かもしれない。また核内で働く核力には、二体力だけではなく、弱いが三体力も存在し、ある程度の効果をもっていると考えられる。

原子核は核子から構成されると述べたが、それ以外に  $\pi$  中間子の自由度も考えに入れる必要がある場合がある。また、核子の励起状態である(3,3)共鳴(△共鳴)状態も、確率はわずかであるが、原子核の構成要素となっている。

原子核の性質を調べたり反応を起させたりするのに、加速器は不可欠である。サイクロトロンとかパン・デ・グラーフ、線形加速器など、さまざまな加速器が考案されている。新しい種類の加速器の建設に伴って、原子核研究が一步一步進められた。またゲルマニウム測定器の発明など、測定器の進歩も原子核研究を大いに促進した。

構成粒子が何であるかがわかり、核力の性質がほぼ明らかになると、次に原子核がどのようにできているかが問題になる。原子核の主な性質については、原子核の項を見よ。今日の原子核物理学は、次のような分野に大別することができる。

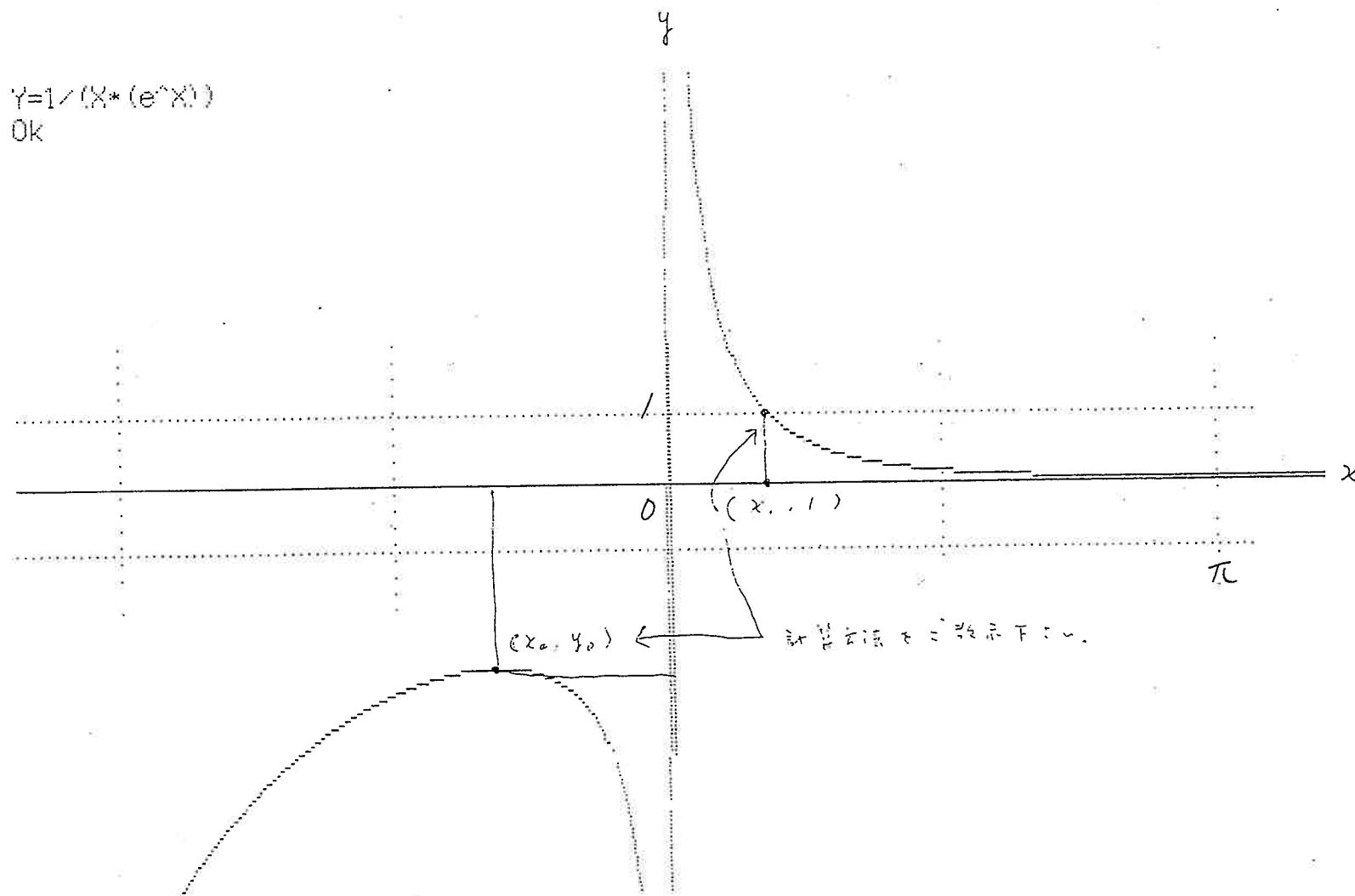
(1) 低エネルギー核物理学：エネルギーの領域として、140 MeV 以下の  $\pi$  中間子が発生するエネルギー以下を扱う。最近まで原子核物理学の中心は、この分野にあつた。原子核の基底状態や低い励起状態の性質、低いエネルギーの軽い粒子(陽子、中性子、重陽子、 $^3\text{He}$  核、 $\alpha$  粒子など)と原子核の反応の研究が主な目的である。これにエネルギーの低い Li より重い原子核と他の原子核の相互作用が重要な問題となった。これを重イオン物理といふ。このような低エネルギーでの原子核相互作用は元素合成過程を通して、天体物理や宇宙物理と関係している。

この種の研究によって、原子核内では核子は気体状であり、独立に運動している模型が、かなりよく成り立つことがわかった。原子核の殻模型や、光学模型はこの事実を反映している。また低い励起状態は極めて特徴的な構造を示すことがあるが、これは核子が集団運動を行うことによる。たとえばある種の原子核は変形したり、回転したりする。

(2) 中間エネルギー核物理など：140 MeV 以上のエネルギー領域を扱う(中間エネルギー物理学)。1970 年代から 1980 年代にかけて、いわゆる中間子工場における実験が行われ、大きく発展した。この結果、 $\pi$  中間子と原子核の相互作用の性質が明らかになってきた。

$$Y = 1 / (X * (e^X))$$

OK



署中 お見舞申し上げます。おまわりありますか。

梅雨空がいつまでも続くのと、いささかうんざりしながら、あくせく出でる  
ところへ、突然北海道の地震情報が飛びこんできて衝撃を受けてます。  
津波は多分非常地形波かでありますから、震度地図からそのままでござ  
る之を見てすぐ伝わることができます。ふとそくりで気が附いたがびます。

さて、社会生の慘敗……謹意、脱原発、人権尊重につりで原点に返る再  
生を目指すなど、近く消滅する気がします。生誕史さん曰く「社会党  
の孚旧派」の中には、きやんとした人やうんたが……彼は社会主義者です。

六二一に財政庁が高レベルと再処理工場に閣下は異議申立てを審査場があ  
ります。閣連資料を同封しておきます。(内閣)不信任決議の直後だしたせ  
が、財政庁の役人たちの表情がいつもより二歩ほど進んだのが印象的です。  
祐吉が竹下、宇野、海部、宮次と、三年前に四人を代り、さて今度は社会党  
の立候補がまとめて出でましたのに、その後も叶いません。今回の選挙結果は残念  
です。梅雨が明るると盛夏になります。おうしうさに早くやります。まことに  
参り二度と下さらない。

九三・七・二。山浦 元

の目的の一つである情報公開  
が一つ実現しました。  
九月中には高レベルの訴状  
を出します。年内には再処理  
の提訴を行います。施工認の  
裁判も一緒に出します。  
これで、原告団は濃縮ウラ  
ン、低レベルを合わせなんと  
六つの訴訟をかかえることに  
なります。原告団の拡充と皆  
さんの旧倍の御協力をお願い  
する次第です。

**原 告 団**

弘前原告団 平野 良一  
六月二一日の再処理施設が  
了後、私ども1万人訴訟原告  
団は事前に質問事項を提示し  
て科技厅との懇談会にのぞん  
だ。

質問事項は、再処理施設が  
十一項目・四八点、高レベル  
廃棄物管理施設十二項目・十  
六点、設計・工事方法の許可  
と多岐にわたったが、その内  
の再処理施設に関連した「過  
剰プル防止対策」についての  
質問に対する科技厅側の答弁

について、コメントしたい。  
「プル利用については、一  
ル需給見通しや利用計画を示  
したばかりだが、その後米ソ  
冷戦の終焉や中東湾岸戦争の  
改めて柔軟性のあるプル利用  
の再検討が求められていた。」  
二月十八日付の原子力産業  
の新聞である。同記事では、  
「科技厅はこのほど、弾力的  
に対応可能なプル利用体系確  
立のための調査に乗り出した。  
調査は核物質管理センター  
に委託し、中間取りまとめ、  
軟性を向上するとの観点から  
各炉型の利用方法を検討す  
る。また再処理施設における  
調整に関する調査では、フ  
レキシビリティの高いプル利  
用計画に對応して整理する。  
さらにプル利用体系のモデル  
解析として①プル利用シナリ  
オの特定②プル生成調整モデ

ル③プル回収調整モデル④プ  
ル利用調整モデルを作成し  
解析する。」  
「一方、同調査では、我  
が国のプル利用体系が国際的  
なコンセンサスを得られるよ  
うにするため、PA活動も  
始めた：透明性を向上するた  
めの方策についても検討する  
予定。」とあつた。  
その後さらに、六月十日付  
の原子力産業新聞に「プル需  
給見通しについては平成三年  
八月に原子力委・核燃料リサ  
イクル専門部会が取りまとめ  
している。

しかしその後、プル利用開  
発に関する内外の状況の変化、  
さらには六ヶ所再処理工場の  
着工やFBR開発の具体化な  
どの動きがみられ、こうした  
状況からプル・バランスの見  
直しを始めた。「科技厅で  
はこのほど、プル需給バランス  
の見直しを開始、早ければ  
二三日のFBR専門部会会合  
に報告することで作業を進め  
ている」と報せられた。

今週策定を目指しての原子  
力長計の検討作業でも、「プ  
ル利用の透明性」「プル利

**裁 判 報 告**

**六月十一日ウラン濃縮第十六回・低レベル第七回**

今回から平野悟好裁判長に  
交代したため、冒頭、大下代  
表が主旨説明を行ない、被  
告は、安全確保についての希  
望的観測や感情論ではなく、  
事実を明らかにする正確な資  
料を迅速にして欲しい。余り  
いい加減なことをするな」と、  
これまでの国の対応を厳しく  
批判しました。

ところがメモと称してやつ  
と出してきた安全審査書類に  
資料番号三二一四が記されて  
いたため、隠されている膨大  
な資料の存在が明らかになり  
問い合わせられて國の弁護団が  
シドロモドロになる事態が後  
で生じました。因はまた、ウ  
ラン濃縮工場は基本設計が十  
分なされているので、地震・  
火災・爆発は心配ないとする  
準備書面(二二)、原告不適  
格論を補充した同(一三)中の「核燃料  
そして(一三)中の「核燃料

ら、國の法解釈の誤りと低レ  
ベルでも持ち出してきた基本  
設計論の虚構性を再度指摘し、  
「基本設計の定義も範囲も明  
らかではないが、國がTMI  
を始め殆どの事故原因を詳細  
設計以後に帰する以上、審査  
対象が詳細設計を含むべきは  
当然ではないか。低レベル埋

設 計 審査 も行われた、と場  
り的に主張するなら関連資料  
を提出して立證せよ」と迫り  
ました。準備書面(三)、  
次に海渡弁護士が、二〇一  
〇年に全原発の廃止を目指し  
ているスウェーデンの放射性  
廃棄物処分策を紹介し、彼我  
の姿勢の甚だしい差異を浮き  
彫りにしてくれました。準備  
書面(四)。使用済み核燃料  
は再処理せず発生者の責任に  
おいて処分する、処分策が原  
発解体計画と平行して考えら  
れている、低、中レベル処分

場は人里を遥かに離れた海岸  
の沖合い三キロの海底岩盤を  
くり抜いて作る、徹底した地  
下水対策を施して七千年、一  
万年の安全確保をと模索して  
いる等々。スウェーデン国内  
にも疑問や批判の声があると  
は言え、法廷参加者全員が何  
らかの衝撃を受けた筈です。  
何しろ当方は、低レベル廃棄

方策の一層の明確化」が審議  
の中核に据えられている。  
における科技厅担当職員の回答  
は、現行「六二長計」と九一、  
八「核燃料リサイクル」計画を  
鶴返しに読み上げるだけと  
いう不誠実さであった。  
再度にわたり「見直し」の  
有無の問い合わせに対しても、  
「二千十年までの核燃料リサ  
イクル計画には変更はない。  
見直し作業は、二千十年以降  
について行っている。」とい  
う答が返ってきた。見直しと  
は、現行計画についていわれ  
るもので、新規の将来計画は  
「見直し」の対象にはなり得  
ないと思うのだが、科技厅の  
国語辞典は特殊なものらしい。  
加えて「二千十年までの需給  
バランスが崩れたら、それは  
電力業界の責任」という明快  
な答にも、開いた口を塞げな  
かった。  
明確な将来見通しを欠いた  
まま、敷かれたレールを無責  
任にひた走るプルトニウム政  
策の犠牲になることだけは、  
真っ平ごめんというのが、私  
どもの姿勢である。  
物を掘切りして海洋投棄(陸  
地投棄)している上に、中レベ  
ル概念を抹殺している國です  
から。  
続いて浅石弁護団長が、準  
備書面(五)「F十六搭載二  
千ポンド爆弾の破壊力」を陳  
述して、六ヶ所村の不適格性  
を重ねて論証した後、八戸市  
の原告の小笠原茂さんが、  
「低レベル廃棄物の五回の  
搬入過程で、自ら被爆しなが  
れ測定したγ線の詳細なデータ  
を報告しました。なんと日常  
の二〇〇～三〇〇倍もの放  
射線を撒き散らしながら、六  
ヶ所村へ運び込まれていたの  
です。労働者・周辺住民の被  
爆の実態を訴え、「この非人  
間的な地域差別に満ちた許可  
処分は、子孫に対する障害。  
殺人の許可を与えるのです」と  
と締め括った小笠原さんの声  
の余韻が、まだ被告席に残つ  
ていることでしょう。  
閉廷後、別室で十月一日に  
行われるウラン濃縮工場実地  
検証の打ち合わせがありま  
した。国は「核不拡散上の機微  
情報」を盾に、カスクード室  
への立ち入りを頑として認め

す押し問答。写真も日本原燃に任せて欲しいと言いましたので、撮影は裁判所がやる」と、さすがに裁判長も憤然としていました。「ローマの休日」の隠し撮りシーンをふと思いついて苦笑してしまったのですが、核の独占を自明の権利と錯覚している国側の妄想を一掃するには、核を廃絶するしかないわけです。「核不拡散」とは本来軍事上の概念ですから、ウラン濃縮工場と再処理工場が、核兵器製造に転用されるのは必至と言つてよいでしょう。

その後蓮心寺で恒例の記者会見と報告集会。

水野彰子弁護士が、再処理工場の設計・工事方法の認可施工認取り消しを求める異議申立(六月十四日、科技庁)について説明されました。そして六月二一日の高レベル・再処理異議申立口頭審理の打ち合わせ。

私たちに機微情報は微塵もありませんが、実は、こういふ熱心な弁護団を支え、活動を持續し拡大していくお金の余裕もないのです。九月に高

受けたのか、それが全て修復されたのかを知ることは出来ません。私の細胞の修復能力や癌誘発の感受性は平均より上なのかな? いつ発症するのか、死因の主原因とは何なのか、発癌しても死亡に至らないのか、子孫に遺伝障害は現れないのか、を知ることはできません。でも確かに「放射線の被害を受けていない、影響は現れない」という事と、「放射線を浴びる以前にもどせない」ということです。

## 《口頭審理を終えて》

弁護団長 浅石 純爾  
今秋高レベル、再処理 提訴へ!



再処理工場着工阻止の一連の行動を終えて思つく暇もなく、今度は高レベル、再処理施設に対する異議申立の「口頭審理」の準備にとりかかりました。

五〇名の原告団、弁護士団そして支援の人々の参加を得て、六月二一日科学技術庁内

に任せたかったので、撮影は裁判所がやる」と、さすがに裁判長も憤然としていました。「ローマの休日」の隠し撮りシーンをふと思いついて苦笑してしまったのですが、核の独占を自明の権利と錯覚している国側の妄想を一掃するには、核を廃絶するしかないわけです。「核不拡散」とは本来軍事上の概念ですから、ウラン濃縮工場と再処理工場が、核兵器製造に転用されるのは必至と言つてよいでしょう。

その後蓮心寺で恒例の記者会見と報告集会。

水野彰子弁護士が、再処理工場の設計・工事方法の認可施工認取り消しを求める異議申立(六月十四日、科技庁)について説明されました。そして六月二一日の高レベル・再処理異議申立口頭審理の打ち合わせ。

私たちに機微情報は微塵もありませんが、実は、こういふ熱心な弁護団を支え、活動を持续し拡大していくお金の余裕もないのです。九月に高

受けたのか、それが全て修復されたのかを知ることは出来ません。私の細胞の修復能力や癌誘発の感受性は平均より上なのかな? いつ発症するのか、死因の主原因とは何なのか、発癌しても死亡に至らないのか、子孫に遺伝障害は現れないのか、を知ることはできません。でも確かに「放射線の被害を受けていない、影響は現れない」という事と、「放射線を浴びる以前にもどせない」ということです。

日本山妙法寺の釤宮さんが打ち鳴らす太鼓の音を窓外に聴き、途中集中豪雨があつたことも気付かず、約五時間にわたる口頭審理でした。核燃を、再処理を止めたいといふ原告団のエネルギーが、敵陣で一気に『臨界』に達したという感じでした。

意見陳述者は、次のとおりです。  
・P.U利用計画の破綻  
・再処理技術の未確立  
・平常時被爆の危険性  
・事故対策の欠如と排出廃棄物の押しつけ  
・今何故再処理なのか・核物質輸送の危険性

大下由宮子 大下由宮子  
沢井 正子 沢井 正子  
水野 彰子 水野 彰子  
山下 一二 山下 一二  
伊東 良徳 伊東 良徳  
山浦 西蔵 山浦 西蔵  
齊藤美智子 齊藤美智子  
高梨 忠高梨 忠  
外崎 能子 外崎 能子  
伊東 良徳 伊東 良徳  
高梨 忠 高梨 忠  
西蔵 能子 西蔵 能子  
伊東 良徳 伊東 良徳  
高梨 忠 高梨 忠  
山浦 西蔵 山浦 西蔵  
齊藤美智子 齊藤美智子  
高レベル廃棄物管理事業の  
・欺瞞性 平野 良一  
・廃棄物処理・処分に伴う悪  
影響  
・原子力安全委員会の在り方  
・現地六ヶ所村民は今何を考  
えているか 坂井 留吉  
質疑応答は六五項目にわた  
る詳細なものでしたが、科

に任せたかったので、撮影は裁判所がやる」と、さすがに裁判長も憤然としていました。「ローマの休日」の隠し撮りシーンをふと思いついて苦笑してしまったのですが、核の独占を自明の権利と錯覚している国側の妄想を一掃するには、核を廃絶するしかないわけです。「核不拡散」とは本来軍事上の概念ですから、ウラン濃縮工場と再処理工場が、核兵器製造に転用されるのは必至と言つてよいでしょう。

その後蓮心寺で恒例の記者会見と報告集会。

水野彰子弁護士が、再処理工場の設計・工事方法の認可施工認取り消しを求める異議申立(六月十四日、科技庁)について説明されました。そして六月二一日の高レベル・再処理異議申立口頭審理の打ち合わせ。

私たちに機微情報は微塵もありませんが、実は、こういふ熱心な弁護団を支え、活動を持续し拡大していくお金の余裕もないのです。九月に高

受けたのか、それが全て修復されたのかを知ることは出来ません。私の細胞の修復能力や癌誘発の感受性は平均より上なのかな? いつ発症するのか、死因の主原因とは何なのか、発癌しても死亡に至らないのか、子孫に遺伝障害は現れないのか、を知ることはできません。でも確かに「放射線の被害を受けていない、影響は現れない」ということです。

日本山妙法寺の釤宮さんが打ち鳴らす太鼓の音を窓外に聴き、途中集中豪雨があつたことも気付かず、約五時間にわたる口頭審理でした。核燃を、再処理を止めたいといふ原告団のエネルギーが、敵陣で一気に『臨界』に達したという感じでした。

意見陳述者は、次のとおりです。  
・P.U利用計画の破綻  
・再処理技術の未確立  
・平常時被爆の危険性  
・事故対策の欠如と排出廃棄物の押しつけ  
・今何故再処理なのか・核物質輸送の危険性

技術側は申請書や「安全」審査のひき写し的回答という時間稼ぎに終始し、再三原告から「答えだけ簡潔に!」の注意を受ける有様でした。しかし、被爆を受けた放射線量を知る事は可能ですが、これが止める事ができませんでした。放射線測定器により正確ではないにしろ自らが受けた放射線量を知る事は可能ですが、しかし、被爆を受けた私の組織細胞がどんな損害を

開発話で難民に、そして核燃料で棄民政策と、差別をしているのは国や科技庁だけじゃない。田舎だ地方だと蔑み、自分達が生み出した死の灰を押し付けて、あまつさえ六ヶ所村は危険な所とほざく輩もいる部会の人々(八戸も例外ではないが)。少しでも楽をしたいし、危険な物はよそへ回したいと物質文明に溺れた多くの日本人がもたれ掛る犠牲者と踏み台にする地域を求めて蠢いている訳です。

そして現実に、劣化ウランのシリンドラーが置き去りにされ、低レベルのドラム缶が埋められてゆくのを見る時、村に、青森県にとどまりたくなっている若い世代の人達が増えてきています。事故が起きた。全国の原告団と支援者の皆様、会費納入とカンパをよろしくお願ひいたします。

## 《新装の裁判所 初めての原告席》

八戸原告団 小笠原 茂  
久し振りの裁判、低レベル放射性廃棄物測定の原稿をどうにか書き上げ傍聴だけのつもりで新装の裁判所に出向いたが、その場の雰囲気で原告席に座る事になってしまった。結果的には初めての原告席で、冷や汗をかきながら陳述をする羽目になりました。

被告席の不断は横顔もよく見えない顔触れ、被告側の弁護士を盾にして法律や制令の鎧で「自らの安全」のみを謀つている顔も見える。当方の弁護士との応酬や閉廷で意見陳述者は、次のとおりです。  
・P.U利用計画の破綻  
・再処理技術の未確立  
・平常時被爆の危険性  
・事故対策の欠如と排出廃棄物の押しつけ  
・今何故再処理なのか・核物質輸送の危険性

意見陳述者は、次のとおりです。  
・P.U利用計画の破綻  
・再処理技術の未確立  
・平常時被爆の危険性  
・事故対策の欠如と排出廃棄物の押しつけ  
・今何故再処理なのか・核物質輸送の危険性

技術側は申請書や「安全」審査のひき写し的回答という時間稼ぎに終始し、再三原告から「答えだけ簡潔に!」の注意を受ける有様でした。しかし、被爆を受けた放射線量を知る事は可能ですが、これが止める事ができませんでした。放射線測定器により正確ではないにしろ自らが受けた放射線量を知る事は可能ですが、しかし、被爆を受けた私の組織細胞がどんな損害を





山油 元手

5月末に、み牛乳をへただへて2年未一回、とて3.5%で7.62

ました。  $f(x) = -\frac{e^{-x}}{9.75}$  の意味は、この表示

は大麦収穫に、なじます。天候がよければ、すくい出しが

多いです。この日丁度、天候がよくて、収穫が200tでした。

5月13日には、水光型麦とその自角率を測定して、

5月14日には、天候がよくて、収穫が200tでした。

5月15日には、スレート、天候がよくて、収穫が200tでした。

3月25日

7月13日に、牛乳の水光型麦とその自角率を測定して、

日本銀行（元・神戸銀行ですが、太陽銀行であります）に金

を出し、山油へお届けしました。（）おまけ、三井

があり、山油へお届けする金額は50万円でした。

日本銀行が金を出し、（）おまけ、スレートの額は8万円でした。

3月25日

7月13日には、水光型麦とその自角率を測定して、

日本銀行（元・神戸銀行ですが、太陽銀行であります）に金

を出し、山油へお届けしました。（）おまけ、三井

あり、山油へお届けする金額は50万円でした。

日本銀行（元・神戸銀行ですが、太陽銀行であります）に金

を出し、山油へお届けしました。（）おまけ、三井

金

法律上は争ひ入るが如きを除くと、3ヶ月の結婚式  
料金である。この料金は必ず支拂はねばならぬ。  
年少に12歳、山浦夫人は諱名として下り、夫の高木の物置付  
入れで其の子の高木の就略式にて、住居入の許可料金が付いていた  
旨である。現金にしては一ヶ月、丁寧な申立てがなされた。  
筆本町社会の子息が答へし事、と思ふ事す。

と云ふて、今回の問題に連絡して、次回問題も生じ  
ります。私が住居は「3年（アリ20年）」また  
車庫が3年で、かつ障害者だけ生きていけた段階は、二の子の  
学校へ出でなくて生涯不致室へ遊び場として使用を主と  
3年後へ向つて2階の家屋を譲りました。3年が过了  
病院のためかでなくするかの件は天子令嬢（1）安川大  
学です。（神戸大学南洋史、別冊12月表第3篇にて去る3月）  
検査方針は3年半以内に立つて、家主のところに告げ、  
3年半のところは費用を負担し、学生は、之にかかる  
費用を負担する。万台で合意で修理するなど口実に、立ち退き  
止めと宣言して下さいました。左側に契約書には（一方的）  
家主は有効を確認を記してあります。家主が契約書降下  
通告すれば6ヶ月以内に即ち度々、立ち退き料金が支払へ  
る。

コクヨ文-35 20×20  
18月記で42×39ですべ、年12は ~~余裕~~ は勿論ござりませぬ。

新しく住居を立てる

今年は新規登録件数は過去二年比で1年大手上り、と年々増加傾向にあります。他人へ移行する事例も増加傾向であります。一方で新規登録件数が減少傾向にあります。年々新規登録件数が減少傾向にあります。

年々移行率が高まっている傾向があり（これが正確性にはあります）  
新規登録件数が増加傾向にあります。

次に、年間新規登録件数の連絡先は1回り、実際で  
届いたくらることは可能となります。

しかし、年間新規登録件数の連絡先は1回り、実際で  
届いたくらることは不可能となります。（誤り）

お年寄りの方は、車椅子使用者の方は、飛行機への搭乗料金が  
定められています。この料金は、飛行機の乗客一人一人に  
含まれます。この料金は、車椅子使用者の方一人一人に  
含まれます。車椅子使用者の方一人一人に含まれます。

年大上り、年々増加傾向にあります。新規登録件数は年々  
減少傾向にあります。車椅子使用者の方一人一人に含まれます。

年々新規登録件数は減少傾向にあります。

畠内工事にての2月～3月、今月は4月～5月  
 まことに高千穂へ（大工工賃）分らず支給する計画。  
 がくせいは「工賃」で「建築」へと5月末に改めた。  
 そして是れ山手にて、古くからある「神社」で、管理がいい  
 下り。年々（あとごとく）下りたる所で隣した人は、高千穂工事の自  
 管理は手を貸した、かんたんで「神社」へ立派なモダニズム隣居が出来た。  
 さて、前回の予定、（登山はまだやめて同様に）  
 ジト上山へ下りて、（明月3日～）  
 ついで山手にて、山手とて急傾斜といつても山頂まで登り切ったところを越  
 えてあります。6月21日の予定を実現するためには、お口寝を終らざるを得  
 ない予定であることを了承して。  
 9月、7月、20

松原

重複一辺ほどのにも、この午後山内高千穂にて講会反出  
 本日之不立ち。<12月3日飛行記>、ヒル駒音飛行記～  
 1月F3日は高千穂山手の5月、二重巻毛足34cm

本書の編纂にあたっては、当初、松下昇氏の  
「バリエド」、「法廷」、「監獄」、堀川勉の  
「牢間のヨニテラスト」、「建築モラトリアム」の各  
項目を掲載する予定でいた。それらの項目は  
外部者の眼ではなく、建築の内部の現実に  
生きた人の眼を通して語られた内容だけに、  
研究会としては「ぜひ掲載したかったが、本編出  
やえの考え方や生き方の相違が原因で、  
せき、掲載を実現することができなかつた。  
その経過についてはここでは詳しく述べるこ  
とはでないが、脚本の原稿内容及びその経  
過に関する資料は提供の用意があるのと  
ご希望の方は会まで御一報下さい。

## あとがき

本書は、同時代建築研究会の編集になる二冊目の著書である。一冊目の『悲喜劇 1930年代の建築と文化』(現代企画室)は、一九八一年の上梓だから、およそ十年後の刊行となる。一九七六年暮れに、近代建築史研究会として発足した同時代建築研究会は、その後、歴史研究とともに、現代建築に関する様々な問題をシンポジウム等を重ねながら考えてきた。その成果が本書といつていい。

ところで、この間の主なシンポジウムのテーマをあげて、研究会の活動の一端を紹介したい。

一九八二年 生駒学舎の建設をめぐって  
一九八三年 東南アジアのセルフ・ヘルプ・ハウジング

" 一九四〇年代論「戦争と建築」

一九八四年 一九五〇年代論

一九八五年 一九六〇年代論「空間の変貌」

" 宇宙船地球号に未来はあるか

一九八六年 反原発の現在

一九八七年 天皇制とイニ社会

一九九〇年 地球環境時代の建築のゆくえ

ここで見られるようだ、八〇年代後半は、近代建築史研究よりも環境問題に、会の関心が移っていることがわかる。本書の記述にもそれが色濃く反映されていよう。

本書で取り上げられている項目は、会の現代建築についての関心にもとづいて選択されたものである。したがって、ワード・マップのシリーズ全体がそうであるようだ。本書は必ずしも現代建築についての百科事典ではない。一般的な用語については、注、もしくは脚注によって解説に努めたのであるが、用語の選定に、また記述には、会の問題意識が投影されていると考えていただきたい。本書全体が現代建築のはらむ問題を的確に捉えているかどうかは読者の判断を待たたい。

企画から刊行まで三年以上の月日がかった。メンバーも若返り、設立当時のメンバーはそれぞれの仕事で忙しく、なかなか集まなくなってしまったことが大きいのだが、編集の渕田謙一氏には大きな迷惑をかけ、負担を強いた。この場合を借りて、陳謝したい。

(宮内・布野)

（宮内・布野）

## 補記

本書の編纂にあたっては、当初、松下昇氏の「パリカード」「法廷」「監獄」の各項目を掲載する予定でいた。それらの項目は外部者の眼ではなく、建築の内部の見度に生きた人の眼を通して語られた内容だけに研究会としてはぜひ掲載したかったが、本企画に開拓する考え方などの違いから、掲載を実現することができなかつた。その経過については、「このでは詳しく述べることができないが、氏の原稿内容お上りに誤題とした」。(布野)

## 追記

ワードマップ  
現代建築 ポスト・モダニズムを超えて

版第1刷発行 1993年5月28日◎

編 著 宮内康・布野修司  
著 著 同時代建築研究会  
発行者 堀江 洪  
発行所 株式会社 新曜社  
〒101 東京都千代田区神田神保町2-10多田ビル  
電話 (03) 3284-4973 (代)・振替東京 2-108464

印刷 長野印刷商工 Printed in Japan  
製本 イマキ製本  
ISBN4-7885-0445-6 C1052

領收証書

平成五年度第 509 号

執行監査会計 法務省主管

懲罰金及返納金 弁償及返納金

罰金及料金 弁償及違約金

松下 昇 殿

納付額	66,195-7 円	万	千	百	十	円
		7	1	0	0	0

原票番号 13 年第 4 号

上記の金額領収しました。

平成 5 年 6 月 30 日

神戸地方検察庁 神戸区検察庁

収入官吏 検察事務官



石川義一

② 1万円

(中には至りにあづけた所持金から<強制執行>

(面会禁止期間後に病院職員が入手)

(拘置以外への寄附有無回答も)

<吉本>

5.7.13

松下昇様

神戸市灘区宮山町2丁目6番8号  
株式会社さくら銀行六甲支店  
さくら銀行  
六甲支店  
3

前略、下記内容の債権差押命令が神戸地方  
裁判所より送達されてきましたのでご連絡申し  
上げます。

記

1. 平成5年7月7日付 平成5年(ル)第511号

1. 債権者 団 代表者 法務大臣後藤田正晴

1. 債務者 松下昇(神戸市灘区松原1丁目1-11)

1. 債権額 ￥61,453-

以上

前記は正本である。

平成 5 年 7 月 7 日

神戸地方裁判所

裁判所書記官 魚谷繁行

## 当事者目録

債権者 国

代表者 法務大臣 後藤田 正晴

上記指定代理人

〒 650 神戸市中央区波止場町1番1号

神戸第二地方合同庁舎

神戸地方法務局

法務事務官 松本 裕樹

〒 650 神戸市中央区橋通1丁目4番1号

神戸地方検察庁総務部検務第2課

検察事務官 三宅 祥文

同 山口 一博

〒 657 神戸市灘区赤松町1丁目1番11号

債務者 松下 昇

〒 102 東京都千代田区九段南1丁目3番1号

第三債務者 株式会社 さくら銀行

代表者代表取締役 松下 康雄

(送達場所)

〒 657 神戸市灘区宮山町2丁目6番8号

株式会社 さくら銀行六甲支店

ク、14 送達

平成 5 年(ル)第 511 号

## 債 権 差 押 命 令

当 事 者 別紙目録のとおり

請 求 債 権 別紙目録のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について債務者に対し弁済をしてはならない。

平成 5 年 7 月 7 日

神 戸 地 方 裁 判 所

裁 判 官 木 山 暢 郎

## 差押債権目録

### 1 債権の目的及び限度

債務者が第三債務者（取扱店六甲支店）に対して有する預金債権（利息債権を含む）のうちその合計が金61,453円に充つるまでの債権

### 2 差押の順序

(1) 数種又は数口の預金のうち、先行の差押・仮差押のある預金があるときは、次の順序による。

- (イ) 先行の差押・仮差押のないもの
- (ロ) 先行の差押・仮差押のあるもの

(2) 数種の預金があるときは、次の順序による。

- |          |          |
|----------|----------|
| (イ) 普通預金 | (ニ) 当座預金 |
| (ロ) 定期預金 | (ホ) 定期積金 |
| (ハ) 通知預金 | (ヘ) 別段預金 |

(3) 同種の預金があるときは、口座番号の若い順序による。

## 請求債権目録

1 金56,195円

上記金員は、神戸地方検察庁検察官検事小池洋司発付の平成5年6月8日付け徵収命令書（原票昭和63年第4号）に基づき、債務者が債権者に納付すべき公務執行妨害事件にかかる訴訟費用の残額である。

2 執行費用金5,258円

内訳 本申立手数料 金3,000円

送達費用 金2,258円

送達費用明細

債務者への特別送達 882円

第三債務者への特別送達 892円

債務者への送達通知 62円

陳述催告の返信分 422円

3 合計 金61,453円



～平成5年（ル）第五一一号～

執行停止処口申立書面

債権者 国  
債務者 松下 畏

本年七月七日に神戸地裁・裁判官・木山暢郎が出し、七月十四日に債務者に送達された債権差押命令を取り消し、七月二十一日に第三債務者（さくら銀行）の債務者の預金口座から強制的に差し押された金六一、四五三円を債務者に返還する、との裁判を求める。

申し立ての理由

①本件の訴訟費用は一九八四年十一月十七日に発生した刑事事件に関するものである。最終的な判断をおこなう位置にある最高裁第三小法廷は一九八七年七月十四日付で被告人松下の上告を棄却する決定（疎明資料1）を出しているが、訴訟費用を負担させる場合には刑訴法一八一条一項本文を引用しなければならないにもかかわらず、免除に関する同条同項の但し書きを誤って引用し、被告人の異議申し立て（疎明資料2）に応じていない。これは通常の人と人との対等な関係においては考えられない事態であり、訴訟費用の納入不要性と決定総体の解体を認めたに等しい。また、前記決定が破棄なし訂正される可能性のあることを申し立て人から通告され、裁判所の無責任さを知っている東京高検や、その指示を受けた神戸地検が訴訟費用納入の督促や強制執行をおこなう根拠はない。裁判所と検察庁の機能は別であり、不合理な指示であっても上部の指示であるから止むを得ず執行するという発想は戦争政策に歯車の一つとして参加してしまう態度に通底するものであり、歴史的にも論理的にも認められない。

②申し立て人は、本来は刑事・民事を含む全ての裁判の費用は無料であるのが当然であると考えているが、現在の情況における力関係を考慮し、過渡的に次のような方法で納入することを検察庁に通告していた。（疎明資料3）すなわち、申し立て人は、以前から自らの体験を通じて、各拘禁施設内の被収容者用の貸し出し図書の貧困さを痛感してきたので、同様の関心をもつ人々から古本のカンパを募り、古書籍商業組合長の価格査定により、総体の価格が本件の訴訟費用額に達したことを確認した（疎明資料4）。後に、これを国機関としての神戸拘置所が買い取る過程に國の機関としての神戸地検が参加し、これによって訴訟費用問題をあらゆる人にとって成果のある形態で解決することを提起した。また、この提起の前例の無さから検察庁職員ないし執行官が差し押えの強制執行を余儀なくおこなうとしても、申し立て人の住居にある前記の古本を検察庁が拘置所に納入すればよいとも示唆した。事実、申し立て人の住居を来訪して交渉した神戸地検の職員らは、個人的には申し立て人の発想に感嘆し、意義深いものであると語っていた。

たのである。しかし、報告を受けた地検ないし、より上層の幹部は、「この発想が全国的に知れ渡り、様々に応用されることを怖れ、かつ住居へ踏み込む困難さから逃して銀行預金の差押えを企てたのである。これは前述の経過から見て、だれも認めるべきでない錯誤であり、申し立て人の発想の独創性・正当性を逆に浮き彫りしている。

③申し立て人は一九七〇年に神戸大学が懲戒免職処分を発表して以降、また数々の刑事事件の被告人になることを強いられて以降、あらゆる職業から追放され、その時々の仮装的なフリー・アルバイトによって生活してきており、この数年の実質的な年間所得がずっと七〇万円に過ぎないことは区役所作成の書類（疎明資料<sup>5</sup>）からも示されている通りである。本件の第三債務者である銀行と契約した普通預金口座にも水光熱費などの自動振替に辛うじて達する額を苦心して日々払い込んでいる状態である。この金額が強制執行段階の直前にアルバイト収入の振込により差押額をやっと越えていることから、銀行は検察庁の指示により預金額の変動を通報していたと推測でき、このおとし前もつけていくことになる。なお、申し立て人は、さくら銀行に普通預金口座をもつだけで、他の銀行などにも定期預金等は全くない。本件の債権差押命令の差押債権目録によれば「数種の預金があるときは、普通・定期・通知・当座…の各預金の順序による」としているが、この順序の指定の仕方および預金額への配慮の欠如は、困窮している生活者の実態を知らない極めて安易かつ権力的な発想を開示しており、公平な大衆の視点からは決して認めえない措置である。そもそも、申し立て人が本件以外の（神戸大学闘争に関連する）刑事事件においては訴訟費用の免除を当然のこととして認められてきているのに反し、東京高裁の法廷で発生した刑事案件について（少なくとも一・二審判決が）訴訟費用の免除を認めていないのは、一三五日に及ぶ長期拘束と共に、裁判の「權威」を粉砕されたことに対する報復としか考えられない。勿論この「報復」の意図は、申し立て人により逆用され、権力構造を含む様々のテーマの追求に生かされているとはいってそのことにより裁判所の「報復」の意図が正当化されるわけではない。また、七月七日付の差押命令を差押の終了後の七月十四日に届くようによつて送達するという小細工も許し難いこととして心ある人々の怒りを引き寄せつゝある。このような措置が、かりに裁判の実務として慣例であるとしても、裁判所は文書作成の日付（に象徴される時間や関係）に対して厳密に責任を負わない限り、擬制として崩壊するであろう。本件を契機として問われているテーマ群の総体の位置や意味を再考し、本件の表記の申し立てに開して良心に基いて判断し直すことを要請する。

## 松下界様

波長が会うるといふが、まだも行きやかりに  
来ていましたと答へてあります。

セニヨンのあ半紙とお村さんとうじがいます。  
うかつにモ、銀行の差し押さえ、とう手口がある  
とは気がつきませんが、いた。我からも給料振り込  
み先は(元)三井銀行です。ふじくは底元の半方の  
ような音をうるさいに、薄じは陰湿な権力に  
かねて平然としてお銀行へうりきをええ、差  
し押さえの方の一部を力ぢています。

遂に健康も氣づかれて、怠惰です。火か駆車場  
に一歩も出、農業生をいきすうに、腰痛の発  
症がやさしく、悲喜交戻とはこのことです。但し  
疲れやすさは年々加速して今は身体にぐく  
感じます。

住居の件をうそび、私がおもひたら、松下さんつよ  
い印で之方の一部を力ぢています。  
うな人ら、礼金を払つておれんでもうござります。  
どんな苦労にあつても、平然として冷静に情け  
を見つめている松下さんの姿は何によぎるこ  
のぞうと、いつまでもとち合ひます。  
ワードマジ。近代建築にも堪能です。塚川さん  
に園造する部分を全面的に御附した理由は何  
のやうか。また、生き方を捨棄へて考へて  
おるやうが、おもひます。セミ 概念導入

を参考文献といへ行れとあれば、最近の良  
心の話にはまだとおいますが、室内での逃  
れとお購入してモモモモ、ヒカルにて氣味が消  
失します。

歯の麻痺が甚ぶく、ところどなに神経が出来  
たる、長年は痺いてもうつる模様の専門医(一  
六〇代初頭)に逢つたところ、五月末に突然、心臓  
病で倒れ、大手汗の結果、まことに一命は取りとめで  
そぐはほといました。奥さんと娘さんを助手とし、え  
こやつりる名医中の名医で、早く回復してくらがる  
と痛む歯をもとめますかの二つです。松下さんの入院  
後記をひはり、おもひ書いた方の手紙の手紙  
と、最近、後輩を担当している物語が一年も以前か  
アリートを同封します。以上、近況報告の補充の手紙。

第34号 (93.9)

## 廃棄物施設における気体発生の研究と対策は未解決である

「高レベル廃棄物管理施設・再処理工場」異議申立口頭審理  
一九九三年六月二十一日（於）科学技術庁〈意見陳述書〉原告 山浦 元

世界の原子力先進諸国にとって、これまでに累積した膨大な放射性廃棄物の処分は緊急のテーマになっていますが、私たちの日常生活の感覚とは隔絶した、何百年、何千年もの長期間にわたる管理と監視を必要とする貯蔵・埋設の難事業であり、人知の及ばぬ天地異変や、予見しえない政治的・社会的変動という不確定要素への配慮を含めて、未解明の課題が山積しており、良心的な国ほど苦慮しているのが実態であります。

(1) 科学技術的な難題の一つに、近年浮上し、特に注目され始めた放射性廃棄物貯蔵・埋設施設における気体発生と対策の問題があります。

昨年、十三の原発先進国が参加して、OECD・NEA（ヨーロッパ経済協力開発機構・原子力機関主催による国際会議がフランスで開かれ、四百数十ページに及ぶプロシードィングが刊行されました（註）。

論文は、このテーマがまだ暗模索の段階にあることを示唆していますが、（我が國以外は）どの国も極めて深刻に受け止めており、具体的な対策を講ずる必要性を強調しています。

(2) 廃棄物施設における気体発生の原因は、連成現象もあり多種多様です。

(3) 廃棄物・収納容器（ドラム缶、キャニスター）・貯蔵・埋設施設構造物の金属腐食によるガスの生成（米、英、カナダ、フィンランド他）。

(4) 繊維性廃棄物の熱的・化學的変化によるCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>等の生成

論文は、このテーマがまだ暗模索の段階にあることを示唆していますが、（我が國以外は）どの国も極めて深刻に受け止めており、具体的な対策を講ずる必要性を強調しています。

(5) 土壤や岩層内の微生物分

解によるとCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>等の生成

(6) 土壤と岩層の地下水に溶けた放射性核種と気体は、地下水と共に移行・拡散するが、移流速度は気体の圧力によって著しく加速される。

(7) かくして、地上に放出された放射性物質と汚染された地下

界を越えると、亀裂が生じ、損傷が進んで施設構造物を破壊させ

る。

(8) 気体の圧力は土壤と岩層

にも亀裂を発生させ、施設内に侵入する地下水と気体との相乗効果によって、収納容器の腐敗・分解が一層促進される。

これらは、廃棄物収納容器を含む人工バリア及び天然バリア総体

(9) 低レベル、中レベル、高レベルを問わず、宿命的に高温かついかなる事態に到るかは明らかであります。即ち

(10) 廃棄物体内の放射性核種

これがの気体は、施設や環境には、気体と共に外界へ放出され

ます。

(11) 廃棄物・収納容器（ドラム缶、キャニスター）・貯蔵・埋設施設構造物の金属腐食によるガスの生成（米、英、カナダ、フィンランド他）。

(12) 繊維性廃棄物の熱的・化

學的変化によるCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>等の生成

(13) 施設構造物・充填剤・土壌、岩層等の周辺物質の放射化

(14) 可燃性の気体が燃焼・爆発し、施設の火災を引き起します。

(15) 気体の累積と共に増加す

(16) 気体の自己増殖過程が進行する。

(17) かくして、地上に放出さ

(18) 水は、半永久的に生物圈を循環

(19) 呼吸と食物連鎖を通じて全生

(20) 命体を蝕み続けることになる。

以上に述べたことは、勿論單

# 擬制の告発 XXX

る机上のシナリオではなく、欧米諸国の測定と評価によると、ドラム缶一本当たり、年間数モル程度の気体が発生して、施設内の気体圧力は百万パスカルのオーダーに達し、コンクリートや地層に亀裂が生ずる危険性を具体的に指摘しています。況んや高レベル廃棄物においてをや、ということになるわけです。TRU廃棄物のドラム缶一本から一五〇モルの気体が発生する、といふ米 WIPP (Waste Isolation Pilot Plant) に関するテスト結果も報告されています。

故意か偶然か、今日と明日、日本原電・敦賀原発から低・中レベル廃棄物の発生、といふ米 WIPP (Waste Isolation Pilot Plant) に関するテスト結果も報告されています。

(1) 耐放射性、耐食性、耐熱性の観点から、収納容器の材質を強化する。

(2) さらに耐圧性も考慮して、コンクリートなど施設構造物の材質・強度を再検討する。

(3) パリアを強化して、地盤から、層・岩層への気体の移行、拡散を抑制する。

(4) 砂層、空隙層を設けるなど、充填材の有無を含めて、施設の量と圧力を測定したことが一度でもあるのか、この場で答えて戴きたい。

(5) ガス抜きベントなど、一定の圧力に達した気体の放出路を設置する。

要するに既成の貯蔵法および処理方法の全面的な再検討が迫られてゐると言えます。尤も、構造体を組むなどして、欧米のどの国上決め手は気体放出しかありません。然し、放出すれば、その放棄物量と時間の関数として累増する一方の気体に耐え得ない以上、対象に、実サイトを中心としてデータ収集と解析に着手し、真剣に対策を模索し始めています。

(三) フランスでは原子力庁・原子力安委員会が主導し、アメリカはイスラエル・スイスと、イギリスは伊・ベルギーと、ドイツは仏・スペイン・イスラエル・スイスと、夫々共同研究体制を組むなどして、欧米のどの国も、対象を炭素鋼と水素に限定してを対象に、実サイトを中心として、射性、腐食性、有毒性、可燃性による環境の汚染はやはり免れない。

（四）他国との共同研究論文を含め、ドン・スイスと、夫々共同研究体制を組むなどして、欧米のどの国も、対象を炭素鋼と水素に限定してを対象に、実サイトを中心として、射性、腐食性、有毒性、可燃性による環境の汚染はやはり免れない。

（五）科学技術庁における低レベル廃棄物の頭痛理で、我が国が放

射性廃棄物が生態系と全く相容れない除外体であることが良く分かります。何よりも、放射性廃棄物発生の根源を即刻断ち切るべきであります。

（四）他国との共同研究論文を含め、ドン・スイスと、夫々共同研究体制を組むなどして、欧米のどの国も、対象を炭素鋼と水素に限定してを対象に、実サイトを中心として、射性、腐食性、有毒性、可燃性による環境の汚染はやはり免れない。

（五）科学技術庁における低レベル廃棄物の頭痛理で、我が国が放

射性廃棄物が生態系と全く相容れない除外体であることが良く分かります。何よりも、放射性廃棄物発生の根源を即刻断ち切るべきであります。

（四）他国との共同研究論文を含め、ドン・スイスと、夫々共同研究体制を組むなどして、欧米のどの国も、対象を炭素鋼と水素に限定してを対象に、実サイトを中心として、射性、腐食性、有毒性、可燃性による環境の汚染はやはり免れない。

（五）科学技術庁における低レベル廃棄物の頭痛理で、我が国が放

射性廃棄物が生態系と全く相容れない除外体であることが良く分かります。何よりも、放射性廃棄物発生の根源を即刻断ち切るべきであります。

（四）他国との共同研究論文を含め、ドン・スイスと、夫々共同研究体制を組むなどして、欧米のどの国も、対象を炭素鋼と水素に限定してを対象に、実サイトを中心として、射性、腐食性、有毒性、可燃性による環境の汚染はやはり免れない。

（五）科学技術庁における低レベル廃棄物の頭痛理で、我が国が放

射性廃棄物が生態系と全く相容れない除外体であることが良く分かります。何よりも、放射性廃棄物発生の根源を即刻断ち切るべきであります。

（四）他国との共同研究論文を含め、ドン・スイスと、夫々共同研究体制を組むなどして、欧米のどの国も、対象を炭素鋼と水素に限定してを対象に、実サイトを中心として、射性、腐食性、有毒性、可燃性による環境の汚染はやはり免れない。

（五）科学技術庁における低レベル廃棄物の頭痛理で、我が国が放

射性廃棄物の海洋投棄に最後まで固執していた事実を明らかにしましたが、それが不可能となるや、今度は低レベル廃棄物の裾切りを画策し、産業廃棄物と同一化して、陸地投棄・海洋投棄を開始したことは周知の通りであります。

そして、軟弱で複雑な地質に加えて、地震および軍用機という恐るべき時限爆弾をかけ、核施設には最も不適切な六ヶ所村で、実証的な安全確認を一切行うことなく、前述の如き空理空論に基づいて、残りの低・中および高レベル廃棄物の陸地投棄を謀り、強行しつつあるのが我が國の無慄な実態であります。

このよう、国と原子力産業界、そして双方に依拠し、かつ支えている似非科学者・技術者による、地域住民に対する差別、人権無視、生命蔑視の蛮行を、私は断じて認めるわけにはいかない。

原子力最先進国でありながら、国際会議にも参加せず、依然として無謀さわまる海洋投棄を続けて

恥しないロシア（旧ソ連）と、そのでたらめさにおいて、どうがどう違うのか、是非明確に答えて戴きたい。

(註) Proceeding of Gas Generation and release from Radioactive Waste Repository: OECD/NEA (1992).

# うちわ太鼓と

## アーメン

原告 岡本宗雄

\*「来光を拝んだ  
天は、どこまでも大きかった。  
地は、どこまでも広かつた。  
太鼓をたたき、一步一步大地を踏みしめながら、天と地の大きさに打たれていた。そして、天と地中に自分が溶け込んでいるのを感じていた。

釣宮上人らに御一緒させていた。体験だった。  
だいて、熊谷を行脚した時のことである。熊谷に集中した原発を憂い、人の幸せを祈る旅である。原発は、天と地への畏敬の念を人が失つたところに、できたものではないか。しみじみと、そう思つた。

「来光を拝む」とが、二回できただ。海辺と丘の上とで。とても幸せだった。日の出の有り難さを、深く味わつた。莊嚴さに打たれながら、お題目を唱えた。

太陽を、原子の魂としてしか考えなくなつたところに、人々の不運が始まったのにちがいない。頭でつからになつて、心を失つていった。「おひさま」の有り難さを忘れてしまつていい。

釣宮上人らとお別れる最後の

人は電気を発明し、電気を使つていい。ただし、「おひさま」より電気が大事だと錯覚している。それはいい。ただ、「おひさま」とは電気をつける。だから、電気をつける。確かに便利だ。しかし、暗闇の深さを忘れさせる生活である。

暗闇は、宇宙の本質の部分ではないだろうか。夜空の下で野宿するなど、宇宙の中の小さな自分を感じる。夜も昼のようにする電気に慣れ的生活と、宇宙の中に包まれた自分を感じる生活と、どちらが真実に近いだろうか。

晩が、野宿だった。寝る前のひとからこそ、自分に忠実に生きよう

とき、月の光を浴び、虫の音を聞く

と思つ。

きながら、いろいろ話し合つた。

と思つた。

心安らぐひとときだった。

珠洲から、熊登の内海つたいに

穴水まで、やく10キロの行程を三

日間御一緒に歩かせてもらった。

上人らは、さらに大阪まで、ふた

月を歩き通す。これからも野宿の

機会は多いだらう。

\*キリストにならうて

わたしは、中学時代に洗礼を受けたカトリックである。上人はじ

め、日本山妙法寺の方々には、教

えられるところが多く、機会があ

ればできるだけ、御一緒させてい

ただくことにしてゐる。

どうしてクリスチヤンが太鼓を

たたき、お題目を唱えて、お坊さ

んがたと歩くのか。そんなことが

許されるのが、麥節ではないか。

正直言つて、初めは、わたしも

抵抗があつた。しかし、いま、自

分がカトリックだからこそ、上人

らと太鼓をたたいて、歩かなければ

ならないと思つてゐる。キリストに出会い、キリスト者になつた

たとえば、太鼓である。日本山の輝いているのみだ。そのかすかに、歓待してくれ、泊まる部屋

お坊さんは、うちわ太鼓ひとつな、しかし、すばらしい輝きを、はもちろん、風呂と食事までも、持つて、世界中を行脚してまわる。太鼓の音は、人のいのちのり

ズムであり、天地にこだまする響きである。單調ともいえる響きのもてなしをしてくるのである。

日本人であることに関わりはない。わたしの心の奥に、日本の古い宗教伝承と響き合う素地がある

はずだ。心のルーツを探らなければならぬ。それが、自分に忠実

に生きる道だ。

世話を洗礼を受けたが、わたしが日本人であることに関わりはない。わたしの心の奥に、日本の古い宗教伝承と響き合う素地がある

なかで、心は深まっていく。この

リズムの中で、人は天地と一体に

なる。テレビの音は、これと違

う。先へ先へと急ぐ音である。お

大変喜び、私たち四人におぎり

もしろいかも知れないが、人の心

とスイカを早速御馳走してくれ

た。自分たちがこれから食べよう

としていた、炊きたてのごはん全

部を、にぎつてくれたのである。

巡礼者をもてなすことが、なによ

りうれしそうであった。

世話をなつた場所を押む。見える

ものを通して、見えないものを押

むのである。宇宙の神祕の中で謙

て、中年の男性が無造作に千円札

を数枚、私たちに手渡してくれる

のだった。またある時は、犬の散

歩の途中の夫婦や、農作業の帰り

の老婆らが、うやうやしく私たち

にお金を差し出してくれるのだつ

\*おにぎりとスイカ

思いもよらない出会いもあるつた。

お布施をする人々である。

お布施は、古来からの優れた宗

教伝承にちがいない。ただ、現代

では、かすかな残り火のように、もかわらず、老婦人と若奥さん



山浦 元 稔

入院したてのときお送りした私の手紙は早速返信を貰いました。  
(7.23.5月3日)

丁寧に、しかもか細かに見て同封しておられた旨意を感謝しております。

このたびはよく友人へ送って貰ったうえで、お手紙を拝見いたしました。

とくに車の運転より、次、活動への意力が増してます。

本当にありがとうございます。(佐藤先生へお詫びの言葉)

私も因縁で、これまで長い間お世話をして頂いております。

今後もどうぞよろしくお願いします。私の至誠から山浦さん。

お詫びの言葉をうけてお送りする佐藤先生の立派さには感動します。

また山浦さんの信頼と努力も、きっとこれから益々高まることでしょう。

6.11公演の音反響、6.21意見陳述等、これらを山

山浦さんの力と少しずつ橋渡しの最高傑作生れでござる

表現として上げました。これまで運営部会議指の立派な方

をもう一人おれ、その筋骨の一つでもある山浦さんと向うで山

子うちは社会に歴史創造活動へ貢献していくことをめざします。

私もて立派な元気で一歩進む有り人として伝えていくつもりです。

<絵の手本の角子> 2→2, 2→1人を説明してからそこへ											
の講義で草書用ひで表す = 説明してからそこに											
方へは毛筆へもいた。しかし人へは手書きが好いが、文書には書かせない。											
と、よく見ても、うそつこいがい。そのため、文章にして、文章を読む。											
程度記入した態度を立派に思ふ子すらヨリ北洋銀行											
(今小中商学は、そと含めて) 30%以上(つまり天下の秀才)											
の印加量(?)。5%ほど決算の直前までは、1%未満、2~3%											
人間の個性と相性、特質、変革に対する問題の立場など、これが、常に危険であります。それが上ります。											
受け取った(?) 人々の総体の創作の根柢とが、適応して、これで、この人に絶対的に付くべきは、必ずしも											
はずす。方法を手本追跡するやうだと思ひます。											
8月末~9月はじめまで、松下屋(三川町)にて、紹介集											
6~7月刊行予定の作業は、よく見ておき。即ち、発送は9月、											
中旬に予定される予定と、それを超えて、そのうちに来る予定とした。											
(一、これは、二、三の事柄につき、後半は、矢張り手書きであります。)											
あとは、(後編でやるとしておき。)											
くわしくとも、必ずしも、紅葉と申して下さい。											
8/20	8/5	8/25	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	F	F	A	

山浦 元

此評議會の6ヶ月定期行はれを送ります。

金銀行銀金差押は閣下の御令に依り決定と  
強

即ち報告の如く飛同様に是。内閣にて是人への表現を一も。

ニ山浦は今後(夏)の活動の方の上場を以て止める。

下山は去ります。

9.3~ 9.1 平日 午昇

平成5年(ソラ)第14号

基本事件 平成5年(ル)第511号

決 定

住 所 神戸市灘区赤松町1丁目1番11号

抗 告 人 松 下 昇

主 文

本件執行抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

本件執行抗告は、抗告状の提出期限（裁判の告知を受けた日から1週間）を徒過により不適法であって、その不備を補正することができないことが明らかであるから、民事執行法10条5項、20条、民事訴訟法89条を適用して、主文のとおり決定する。

平成5年8月24日

神戸地方裁判所第三民事部

裁 判 官 木 山 申易 良

原告抗告申立書

執行抗告に対する本年8月24日の決定を取り消す、との裁判を求める。

申立ての理由

一 執行抗告を却下する理由として、提出期限を過ぎていいのみを挙げているが、執行抗告は記載した日付に提出されており、裁判所内部での作業により、提出期限を過ぎて到着したという仮装をといざれでいる可能性があり、証拠調べが必要である。申立人が執行抗告を期限内に作成・提出したことを立証しつる証人の口頭弁論における証言を聴取する。この口頭弁論までは、前記決定は無効である。

二 執行抗告を却下する理由として、民事執行法10条5項を適用しているが、この項は執行抗告人が理由書の提出をしなかつたとき（a）、

理由の記載が規定に違反しているとき（b）、

抗告が不適法で不備を補正できないとき（c）には却下すべきことを規定している。  
ところで、申立人は理由書は出しているから（a）はクリアーしている。また、前記のように執行抗告を期限内に作成・提出しており、必要な収入印紙や郵便切手も裁判所の8月13日付の補正命令に応じて8月17日に全額を提出している（そもそも、補正命令は執行抗告が期限内に到着したからこそ、抗告の内容を審理するために出されている）のであるから、いかなる視点からも（c）に該当しない。では、どうなるか？ そうである、「理由の記載が規定に違反しているとき」（b）が民事執行法10条5項を適用する真の意図であったことが証明されているのである。より正確にいえば、抗告内容があまりに過激であり、差押命令の不当性のみならず、前史過程の最高裁の失態、東京および神戸の検察庁の不合理的な権力性などが、画期的な（古本）作戦によって全社会に公開されるのを恐怖するあまり、抗告の内容を審理する以前に却下しようとして（b）を含む民事執行法10条5項にすがったのである。このような抗告は法的レベルを超えているから、とても手に負えない…とおやじらしくおやきり。

三 さうに指摘すべき重要な事実を示すと、執行抗告を却下したのは、差押命令を出したのと同一の裁判官・木山暢郎である。こんなべきことがあるか！ 裁判官の命令や決定の違法性に対する批判を当事者（かつ加害者）が公平に審理し得るとはだれも信じないであろう。現在の裁判制度には、通常の人の判断からは專制君主の暴政と同じレベルの規定が多く（特に、裁判官が審理なしに直ちに忌避申立を却下したり、拘束・制裁を加えたりすることを認める規定や奖励する判例に象徴される。）、その体質が本件にも露出しており、本件は、これらの制度や実態との関連において審理されるべきである。当面は裁判所で形式的に。しかし本質的には、それらを打倒・解体する情況の中で…。

（一九九三年八月二七日） 仮装原告・被告田氣付 松下 畏  
（神戸地方裁判所～大阪高等裁判所～御中

## 聞いへ口わせて下さつた方々へ

「ワードマップ、現代建築」あとがき・補記をいろいろになって、新曜社へ経過や資料について問い合わせて下さいことに、お礼を申し上げます。ただし、応答の遅れに不審の念を抱いておられるのではないかと心配しております。

私は前記の本の刊行に至る最終段階には同時代建築研究会の会員く、地理的・思想的・経済的等の理由で出席していず、問い合わせがあつたことや8月9日に偶然の機会に同時代建築研究会の現在の出席メンバーである高橋俊和氏・笠原れい子さんから電話で聞きました。その時にも、問い合わせて下さいた方々の連絡先を伝えてもらえば私の方から直ちに資料を送るとのべたのですが、他のメンバーとの相談の必要もあつたのか、私への連絡先の開示はないままでした。そこで8月22日に私から高橋俊和氏・笠原れい子さんへ督促したところ、8月24日に電話があり、同時代建築研究会としての応答の仕方は決まっていはず、九月に入つてから集まつて相談するということでした。しかし私は、それを待つことは不要であると主張して、送付先の開示を重ねて要請しました。理由は次の諸点です。

①読者の方々の問い合わせに直ちに応答することは、会の活動に関わった者総体（9月に集まつた者より、ずっと範囲は広い。）がとるべき当然の行為であり、不充分な応答や、応答の遅れは失礼であるのみならず、執筆～刊行の根拠を自ら解体するに等しい。

②93年5月の刊行（これ自体が、すでに刊行の予告からの数年も遅れているのであるが）までは、すでに読者からの問い合わせに対する応答の仕方を、資料の準備と共に完了しておぐべきであった。本来、私の91年6月以来の提起（特に松下作成の「あとがき」原案の掲載拒否に関連する問題）に対して各メンバーの見解を、会の機関誌である同時代建築通信にて、本の刊行前に掲載していれば、それが読者からの問い合わせに対する応答の基本になりえたはずであり、未実現の責任があらためて問い合わせられてくる。

③読者に届ける資料には、掲載されなかつた松下の文章の他に堀川氏の文章を加えるべきである。なぜなら、読者には知らされていないが、本には松下の文章の他に堀川氏の文章も掲載されなかつたからである。（註をつけると、本のあとがき・補記は松下作成の「あとがき」原案を掲載しない代りにという位相で、また松下の提起への過渡的対処として、高橋俊和氏・笠原れい子さんによつて作成～提出されたが、92年1月12日の宮内氏を含む編集会議で堀川氏の文章の非掲載に関する部分その他が削除された。）

高橋俊和氏・笠原れい子さんは、私の考え方を「承され、他のメンバーの意見も聞かれた上で、8月25日の電話で、方針が決まるのは10月の宮内氏の一周年の集まりの場になります（ある）」、決まるとしても前記のレベルを包括しないのであるとの判断から、私へ読者の方々の連絡先のうち判明している一部を開示して下さいたので、すでに準備しておいた資料を一部の読者の方々へは発送可能になりました。今後、10月の集まりを経て別の形でお送りする」とあるでしょうが、私がお送りするものと総じて「判断」とい。

いま私からお送りする資料は次の通りです。

一 「一九九一・六・一〇討論の記録」（91年10月に松下氣付で刊行）

「91年6月20日付の同時代建築研究会での提起」（松下）が42ページ  
「その後の経過について」（松下）が43ページ

「ワードマップ 現代建築」田次と「あとがき」原案」（松下）が44ページ  
「9・18～10・16会議への遠方からの発言」（松下）が47ページ

に掲載されています。

二 「概念集・6」（92年1月に松下氣付で刊行）

掲載されなかつた原稿ないし校正刷りとして、

「バリケード」（松下）が4ページ

「法廷」（松下）が8ページ

「監獄」（松下）が12ページ

「空間とコンテクスト」（堀川）が18ページ

「建築モラトリアム」（堀川）が22ページに、

堀川氏の文章をいに掲載する根拠（松下・3ページ）と共に

掲載されています。

三 「宮内康氏を追悼するためのレジュメ（序）」（松下が92年12月に作成）

これは直接には読者の方々への応答資料ではありますんが、同時代建築研究会の中心であります、それ以上に私たちの同時代者であった宮内氏の位置や意味を未来的に「追悼」するために加えさせていただきます。なお、私の文章と、それを読んで堀川氏が書かれた文章の双方を、宮内氏追悼号としての同時代建築通信の最終号に掲載してほしいと要望したのですが、最終号の編集担当者との意見の食い違い（経過は省きますが、本に松下と堀川氏の文章が掲載されなかつた理由に連続～対応しています。）のために掲載されなくなっています。ただし、他の人々の追悼文の集まりが悪く、これまでの編集担当者による最終号自体が刊行されない可能性もあり、これは同時代建築研究会の姿の象徴でもあるといえるでしょう。私の文章と共に堀川氏の文章のコピーを回収する」とはできますが、時間的に了承を得る余裕がないので、私の文章だけをお送りする」といふ、堀川氏の文章をいに希望の方が松下へ連絡下さるまでに堀川氏の了承を得ておきます。快諾されるはずです。

以上の資料や、この送り状の記述について、いに質問やいに意見があれば、遠慮なくお伝え下さい。できる限りの応答をします。これを契機として、より広汎なテーマについても共に考えていくことができれば幸いです。なお、一方的に資料を送つておいて失礼ですが、資料プラスαのカンパを同封の郵便振替用紙で送つていただければ、活動に役立つので、よろしくお願ひします。

1993年8月25日

松下 昇

No. 1

松下昂穂

相次ぐ台風で松下さんの家は大丈夫かなど  
氣(き)合(あ)ひもつと二、九月五日(日)の朝、予告  
通り批評(ひへい)業(ぎょう)が届けられ、衣夏(い(わ))ト不(ふ)ニと  
モ(も)アリテ。松下さんは御(ご)便(びん)物(もの)の整理(せいり)新聞(しんぶん)批評(ひへい)の印(いん)刷(さつ)  
モ(も)アリバニツメル。一(いっ)月(げつ)間(ま)隔(はざま)ス云(い)ふ多(た)く可(か)ク、二(二)日(にち)は印(いん)刷(さつ)  
モ(も)アリバニツメル。掲載(けいさい)資料(しりょう)の内(うち)  
密(ひそか)、形(かたち)式(しき)とモハハラエスレ高(たか)く、論理(ろんり)的(てき)と相(あ)そび印象(いんじやう)の強(い)い  
モ(も)アリバニツメル。的(てき)観(かん)察(さつ)と相(あ)そび印象(いんじやう)の強(い)い  
リ方(かた)がよく、説(せつ)かんばりを含(ふく)むばかりでない。  
吉(よし)原(はら)、北(きた)川(がわ)氏(うじ)の文章(ぶんじょう)を説(せつ)かんばかり、松下さん  
の超(ちょう)人(じん)的(てき)なエントスのナタリとモ一部(いっぶつ)は、こう批(ひ)  
と同時(とき)に、一年前(いとま)の身代(みしろ)の危機(きき)を乗り越(おとこへ)  
と評(ひ)群(ぐん)下(げ)由(ゆ)来(らい)のナタリヒ感(かん)慨(がい)也(や)。

No. 2

02/20/2014 4:52:55

を取(と)り出(だ)つある。あるは而(は)今(いま)出(だ)さねばならぬ。  
ので、開(ひら)キ申(まこ)は君(きみ)は多くが沈(しん)没(ぼつ)状(じょう)況(きょう)にある時(とき)  
松(まつ)下(した)さんと向(むか)ってほどうにせんす。  
前(まへ)提(てい)ますか、ハ五行(ごけい)の手(て)紙(紙)を、  
松(まつ)下(した)さんと人(ひと)が能力(のうりょく)と才(さい)能(のう)と連帶(れんたい)の言葉(ごんばい)を伝(つた)え  
え。方(かた)であります。  
同(どう)時(とき)に下(げ)マス。即(そく)ち時(とき)間(ま)申(まこ)し申(まこ)し立(たて)書(しょ)の第三項(さんじょう)

は、松(まつ)下(した)さんと異議(いぎ)申(まこ)し立(たて)書(しょ)に通(とお)應(おこ)します。  
事(こと)業(ぎょう)許(き)可(こ)いに当事(じじょう)名(な)が審(しん)査(さ)を相(あ)そびする  
にはます。言(こと)意(い)識(しき)を切(き)り断(だん)つまつやく下(げ)。乞(こ)う要(い)う要(い)う門(もん)字(じ)  
が及(およ)べりませんと。うも信じ(し)難(むずか)しくござります。  
ワードマン。レーラーの原則(げんげき)を守(まつ)なだせ。松(まつ)下(した)  
さんなうばはで可(こ)れ。波紋(はいん)の広(ひろ)が、期(とき)を期(とき)  
て(て)ります。

松(まつ)下(した)さんほんぱり。うわさを許(き)可(こ)します。人(ひと)の想(おも)ひ方(かた)は肝(かん)心(じん)で、  
秋(あき)陣(ぢん)に備(そな)えます。いぐりの元(もと)から。

九月九日山瀧庵

おこたれてます。

機会集9を行なったのでお送りします。

父の事の近くにあり天王寺公園有料化(野鳥看排)反対する会の中へ入って神戸大で一時に開かれた人子のて、先日集合会へ参加し、私や他の同行して来たシフレットに向かひました。新しく会員となつた会員はたのしみです。この会と同封します。

往復アラジンの件は、何とか69の名前と申立ててありますから、あまり記憶をさうござつて下さい。

93.11.5 手 写

山元



## 天王寺公園有料を撤回させると民連絡会 発足からのあゆみ

- \* 1989年11月2日大阪市議会開催に先立つ議会運営委員会で市側が天王寺公園有料化（公園条例の一部「改正」）の説明を行う。
- \* 1989年11月6日大阪市議会建設港湾委員会の事前調査会で、委員会付託事項とせずに、市議会開会日に採決することが決められる。
- \* 1989年11月7日金ヶ崎差別と闘う連絡会議・金ヶ崎キリスト教協友会・金ヶ崎医療連絡会議など7団体が、市議会各会派や市長に有料化の撤回を申し入れ。
- \* 1989年11月9日公園条例の一部「改正」案が可決される。
- \* 1990年1月14日市民連絡会結成集会と天王寺公園一周デモ、署名運動開始。近鉄前陸橋でビラ配布。参加者200名
- \* 1990年2月20日大阪市に署名（9,366名）提出。市議会議員を訪ねて有料化撤回への協力を要請。（第2次提出分との合計署名全国から約2万名集まる。）
- \* 1990年2月24日天王寺公園有料で再開園。正面入口付近でビラを配布、無料での入場を実行。また、65歳以上無料の告知がないことを指摘、掲示をおこなわせた。
- \* 1990年4月25日対大阪市第1回交渉。（事前に提出した質問事項①天王寺公園を無料に戻すこと。②今の天王寺公園は緑が少なく、公園としてふさわしいとは思えないこと。③有料に至った経過について④野宿者の排除について）
- \* 1990年～93年の各年、金ヶ崎夏祭りにパネル展示とトビウオの炭焼きの出店で参加。
- \* 1990年12月2日集会開催。「人と緑のかくらん会、土と大樹をかえさんかい！一「人権」と「環境」の視点から天王寺公園を考えるー
- \* 1990年12月5日大阪弁護士会人権擁護委員会へ申し立。
- \* 1991年3月天王寺区内の2ヶ所を中心とした大阪市内住民に対して、アンケート調査実施。回答数158名。「公園は無料が当然」が多数。
- \* 1991年4月21日第3日曜日定例行動・ヒマワリの種を配布・紙芝居を行う。無料入場を試み制止される。
- \* 1991年4月25日大阪地方裁判所に提訴。
- \* 1991年11月大阪市長選立候補者4名に対して質問状発送。全員から回答を受け取る。
- \* 1991年11月24日天王寺公園前で定例外行動・日野・小西の「にわか」が人を呼ぶ。市長選立候補者2名が天王寺公園有料に反対の街头演説。
- \* 1991年11月26日大阪弁護士会より人権擁護委員会への申し立てに対する「不処罷」の処分結果届く。
- \* 1992年7月19日大イベント「真夏の夢」一歌と踊りと寸劇とで公園前にぎわう。
- \* 1992年10月18日野生生物協議会主催の動物実験を考える集会「アニマル・サンデー」に共同参加して天王寺公園前でパネル展を開く。
- \* 1993年2月大阪地裁判決「公園有料化の目的に野宿者排除があったことは、十分推認できるが、結局、有料化するかどうかは政策上の選択の問題。違法とはいえない」
- \* 1993年3月地裁判決を受けて大阪市に質問状提出、4月大阪市建設局回答
- \* 1993年7月西尾市長自宅へ質問状発送  
8月西尾市長回答「天王寺公園の有料化は、天王寺公園の再整備に係わって判断し、市議会の議決を得て行われたものであり、天王寺公園以外の公園の有料化については、現在のところ考えておりません。」

## 松下昇様

例に手て河打さん論文の説削を依頼され、原稿書きの合間を縫ひページをめくつけるとニアへ、十五行の手紙と概念案が届けられました。ロシアの海洋技療や、再処理工場提訴の準備などで右竹左佐江へもうううに、ニセコニモジぶさたこまいまして。

相変らず包括的で深いところから論理を展開されあらゆる擬似科学批判の批判と詰めながら、決して本意ではないとしても、どう使われるか不明なあらゆる擬似科学批判の批判と詰めながら、決して本意ではないとしても、どう使われるか不明なままに、原子力産業界の仕事を請け負ふ、コンピュータのプログラムを開発し続けたりと河打さんの仕事は、(似非とは言ひません) 擬似の範囲で社会(未来的な)に入りました。(社会的)

ところと「うれしいに限らずれば、松下さんがあつやるくありますか...」。目的意識は一つの大好きな分岐点です。最近河打さんから返す「もう少しにまた、早くやめだ」という言葉が、手本を象徴しています。だも、一〇〇%の自信と誇りをほつひたすら擬似科学を実践

→ 論理構造を理解していきましょう。  
しかし池内某君に比べると、まだまじめよう。多く示唆も、いかにも実践面であります。  
松下さんには書けない記事な宮内連絡文を、原稿性をすり替へて、金の人にに対する  
批判と一緒に再説します。

断筆宣言に関する批評は、今までやられた中で最も説得力があります。表辯手段を自ら放棄するなど信じられないことです。筒井氏の作は、幾つかの評論以外は読んだことをがっかり、吉本氏のように老いた「が、私が、私には判断できません。先日てんかん協会のヒステリックな反応は、筒井氏には同感の批評と情況は、筒井氏には同情がおありになります。松下さんには書けない記事な宮内連絡文を、原稿性をすり替へて、金の人にに対する批判と一緒に再説します。

この「朝ままで生丁」の解説では、差別問題に関する筒井氏の把捉の仕方の限界が、断筆という形で露呈いたします。三月改訂、三月改訂、三月改訂と、ソシに、最後入手して、七年を保闘争況。

物語をうたふをお學びします。手本も長編向いですが、適当な我会にごん下さい(全く急ぎます)。

仕事の件はたいへん興味ですが、転んでも卒業すれば、専門な我会にごん下さい(全く急ぎます)。

いきなり静寂へなります。私や河打さんに出来ることはあります。いつぞよろしくお見舞下さい。

これがくべき上3時に於へ上4つと及ぶ

該物の一つです。

山		十一、十二付のお年賀、カーバ、ビテオ、テー。それそれあり
浦	93	六月上旬に於へ上4つと及ぶ 該物の一つです。
元	11	九月の表現を取布して、且つ矢印へ領取を含め、次第に
	25	反応が出てきています。これにて同封します。
花	3	お、集金には多方面からの多大の形態で取布されていますが、
下	27	たちのうも取布せまし乍ら、二つとも同封します。今後、山浦さん のほうも取布せまし乍ら、二つとも同封します。以上、お礼と
		ご報告まで。

記号	P30 122	誌名	カッコ表現集	備考
購入日	永	発行所	批評集刊行委員会	
不定期刊				
発行日	卷号	通号	受入日	
88.10	2篇	1	" 11.6	松下昇批評集
89.6	人続	2 ①	" 4.4.15	松下昇批評集
87.9	2篇 (322編)	3 ②	" 5.16.6	松下昇批評集
88.9	" <続>	4	"	
87.11	2篇 (416編)	5	"	
88.1	" (422)	6 ③	"	
88.2	" (43)	7	"	
88.3	" (44)	8 ④	"	
88.11	" <続>	9	"	
88.8		10 ⑤	"	表現集(7版)
88.12		11 ⑥	"	(続)
88.9		12 ⑦	"	松下昇批評集(7版)
88.12		13 ⑧	"	(続)
89.5		14	"	神戸大学半報 年表と年覧集
89.1		15 ⑨	"	概念集1
89.9		16	"	2
90.5		17	"	3

191.4

所蔵初号:

公主  
 夕  
 陽  
 丘  
 の  
 入  
 市  
 民  
 文  
 化  
 南  
 に  
 入れました。  
 買  
 口元  
 図書館  
 (市立)

## 公園は何の喩か

松下 昇

最も身近な体験から考へると、街を歩いていて、少し休みたくなつた時に、静かな樹の下にベンチがあればホッとして近づいていくだらう。水飲み場やトイレがあれば、なおありがたい。*「」*へ狭い範囲の体験ではあるが、街の中の公園（というより空き地）には、ベンチはたいていあるが、水飲み場やトイレのない場合もかなりあり、やむを得ず喫茶店を探して立ち去るような時には、その公園（というより空き地）の周辺の人や風景への親愛感が急速に減少していく。私の親愛感を減少させないために、ぜひベンチの他に水飲み場やトイレを併置してほしい。

私の場合は今のところ、せいぜい前記のような不満の体験がある位だが、かりに私が持続的とはいからなくとも一晩を街の中の公園（というより空き地）で過ごすとしたら、水飲み場やトイレの欠如は大きい怒りの要因になるだらう。まして、天王寺公園の中で野宿する生活をし、じられた人々にとっては、公園が有料化され、広い静かな公園中のベンチや水飲み場やトイレが自由に使用できなくなるのは死活問題である。

天王寺公園の有料化を撤回させる市民の会の活動の経過は、10月16日の集会をよびかけたに簡潔にまとめられている。神戸大学闘争の過程で自主講座運動をしていた人が、この活動を中心的にすすめてきており、その人の呼び掛けで私も93年10月16日の連続講座に参加した。その日には〈聴衆〉を仮装していたので会場では全く発言していず、その後の交流会で少しだけ発言したが、他の人々の発言を聞いて考えていたこと、その後考えてきていたことを、まず討論の契機としてまとめてみることとする。

① 外国を含む公園一般の歴史と現状、問題点については、自分の体験にもどり、報告から多くを教えられた。発想を拡げていくのに役立つであろう。

② 前項と同時に印象的であるのは、(a) 〈公園〉に関心をもつ各参加者の関心の角度の広さと、(b) 〈公園〉問題が引き寄せる他の問題群の多彩さであった。

(a) は、各参加者がこれ以外に取り組んできている問題については充分に展開される時間が不足していたとはいえ、短い言葉のやりとりの向こうにある気配として感じられた。問題をきれいに面だけで把握しない自由な発想をもつ人が多いようだ。

(b) は、公園周辺や釜ヶ崎での現場における集会、デモ、署名、展示、歌や寸劇による活動の他に、市当局や選挙や裁判への関わりを通じて別の場での活動も必然化していくことに示されている。

③ 前項の特性は貴重であり、さらに持続させていくべきであるのは勿論であるが、それを前提としつつ、あえて指摘したいのは(a)の広さ、(b)の多彩さが内包している一種の空白であり、この空白を公園の具体的問題と対等に追求していく必要性である。この空白を私たちが現在の情況において強いるべきである。(c)の〈公園〉が具体的な天王寺公園問題のことから何かが新しく始まるのではないか。この〈公園〉が具体的な天王寺公園問題のみならず、様々の位置で共通の空白や、その向こうの思いがけない光景を予感している人々を引き寄せ、共に考へ、共に変革していく方法を発見していくたい。

（）今までを10月16日の集合参加者のうち連絡先の判る人々へ他の表現群（註1）と共に  
仮装切手（註2）で次回の11月20日までに郵送しましたが、続きを記します。

註1—自己紹介、既刊パンフのリスト、概念集テーマのリストを含み、今後の表現の  
共同作成作業に深く関わる。入手希望者にはお渡します。

註2—切手の上にノリをつけたので、切手を切り取って水につけておくと、消印  
が消えて何度でも使用できます。

（註3—）のページと次のページはピラミッドして11月18日の会場で配布した。註1と2は  
ピラミッド記し、3はパンフ刊行段階で記していく。）

共通し、かつ対比的な位置と感性からの公園問題の把握、それによる視点の拡大。

支配・管理者、被支配・被管理者から—

都市の住民、非都市の住民から—

大人、子どもから—

男性、女性から—

寄場の労働者、河川敷の居住者から—

原住民（例・アイヌ、インディアン）、故郷をもたない流浪の民から—

バリケード占拠者、監獄の被拘束者から—

宇宙船の乗組員、病院の患者から—

動物、植物から—（その他さまざまな視点を提起して下さい。）

〈空白〉としての〈公園〉とは、どのようなヴィジョンか、という、予想できる質問への  
応答の序として…たんなる欠如というよりは無意識～不確定の可能性として把握したい。

〈空白〉としての〈公園〉は、どこから生じているか。世界革命や世界変革の思想・現実  
的基盤の崩壊、複雑化～潜行。大情況的テーマの背景への後退により生じている空白…し  
ての〈公園〉。直線的な情況への関わり方（例えば、かつての平連的な運動、又は憲法  
を守る運動）が困難になっているにもかかわらず、依然として増してくる閉塞感と、まず  
自分のまわりの問題に自分のなじうる方法で関わりはじめねば…という切迫感が突き当た  
っている壁・柵の向こうにある空白としての〈公園〉。任意の〈〉問題に關わっても前  
記の空白に不可避的に出会うが、〈公園〉問題において、この不可避性と無意識～不確定  
の可能性は最大になるという発見…ここに全ての問題を引き寄せてみることができる。  
〈公園〉問題は、各人にとって直ちに生活の根本に関わる重要性をもつて「ない」として  
それゆえ逆に、どのような問題よりも広い、自由な把握と関わり方を可能にしていく。  
(例の)～一部一立法・司法・行政。労働～娯楽。自然～人工。環境～文明。心～身体。  
討論～芸術など)

今後の討論～実践活動において踏まえておくべき原則として…

自分が自明であると考へている発想を、いったん全て疑いなおしてみる。全社会・全文明  
の現状を最も抑圧された位置から、最大限に自由な視点で把握しなおしてみる。各人にと  
って、この作業がどのような差異と共通性をもつていているかの確認と、活動への応用。

この視点から提起するが、天王寺公園有料化を撤廃させる運動は、そのヴィジョンの中に天王寺動物園（全ての動物園）廃止の方向を（動物実験、家畜制度、肉食文明の廃止の方向や）含むべきではないか。

また、廃止された天王寺動物園の跡に何を作るかの構想も大衆的に討論したい。一例として、24時間開いている無料の大浴場つきの討論・演劇・音楽などを自由におこなえる場としていく。釜ヶ崎の労働者、住居・職業のない人の無期限滞在歓迎！

この提起の契機は、雨の日に釜ヶ崎の路上で仕事をアブレたまま、ひたすら濡れている人々を日撃した瞬間に、自分の監獄体験や河川敷での光景と複合される次元で、次に転載する文章を想起したことである。

1993年11月18日

松下 昇

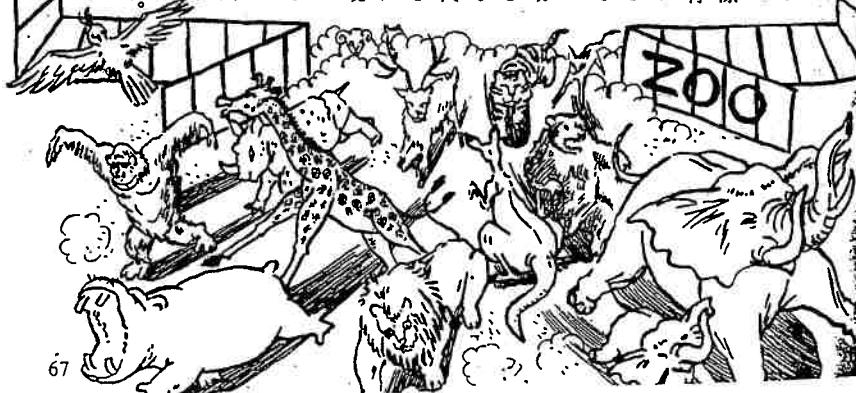
## 動物園全廃論

文士戴  
(翻訳家)

初めの動物園は、いつどこで誰によって創設されたか知らないし、調べたこともないが、ここで大事なのは、動物園を廃止すべき時が来ているということである。

「生命」を優先させる者、全ての生命が平等なことを認める者、こういう数少ない人を除いては、動物園なるものはただ現代文明の一要素に過ぎず、子どもを連れて映画館へ行くと同じく、子どもを連れて動物園へゆき、我々の生物同士へ、乞食に自分の要らない物をやるよう、菓子類などを投げてやる。その哀れな動物たちは、人間を楽しませるためにコンクリート、鉄、硝子などでできた牢獄の中で、無意味で空しき日々を送っているのである。

ある人は言う、しかし、子ども、特に都市の子どもにとっては、動物を見るのが大切な経験だと。まさにそのとおりである。しかし、動物園で観るのは動物ではなく、美しい牢獄の「囚人」なのである。動物はもともと監の中の標本ではないはずである。彼らも人間と同じく、自分の生息地で自由に生きているべきであろう。動物の牢獄を設ける代わりに、彼らの正当な生息地を「開発」から守り、彼らを釈放してその生息地へ返そうではないか。そして都市の子どもたち（彼らは「都市」という酷い人工的環境の中に囚われた、哀れな囚人だが）を連れて、映画館や動物園ではなく、人間の住んでいない秘境へ行き、本物の動物を観るのではなく、本物の動物に出遇ってもらおうのである。



註一 廃止すべきものは自衛隊や原発や大学を始めとして多岐にわたり、現在の社会で秩序

から公認されている殆ど全てに及びそうである。これら総体を廃止していく主張は大きい妨害に直面してきたし、これから一層大きくなりうるであろうが、主張し続けるための根拠と方法を、共鳴する少數者の智恵と体験を生かしつつ共同で鍛練していきたい。

動物園廃止を一例として強調したいのは、廃止後の空白を上揚していくヴィジョンを、廃止の主張と一緒に提起していくこと、全ての人々生命と共に運ぶる楽しさや解放感を基軸として展開していく必要である。

## 河川敷・身体・空間

松下 田介

河川敷に居住する人々のテーマが、急速に私たちの前に出現してきたのは、契機としては、今年の一月段階に、兵庫県土木事務所が市民の要望にこたえるという形で、河川敷に立てられた小屋等の撤去を強行はじめ、私たちが居住者との接触を開始してからであるが、具体的な居住地と撤去の強行予定が判明したのは、それを執行させられる頭の一人に、京大A三六七の吉主ゼミに参加してきた人がいたからである。

従つて、河川敷のテーマは、その独自の場所的、建築的、人間的な特性と同時に、それにかかる公的権力および執行者側の下部職員のかかえる困難さが示すものを、包括してとらえざるをえない位置にあった。このことをふまえて、まず、私たちの一人が、西宮、尼崎の河川敷の生活に持続的にかかり、印象づけられた事項から記すことにする。

居住地点からいうと、武庫川（一級河川）のようないくつかの河川敷の居住者は、建築用テント、板、角材等を密集市街地と、ある程度の距離をもち、すすき等の広範囲に生える地域には、建築用テント、板、角材等を原初的に組み合せた小屋が、（不法耕作）の烟をはさんで一定の間隔を置いて散在する。庄下川（二級河川）のようないくつかの河川敷の居住者は、小屋をつくらず、商工會議所や文化センターのすぐ近くの高の下に、構の構造上のくぼみ等を利用して、廃品回収など

をして生活している例がある。「沖縄出身の切老人たちが四人集まっている」を含めて、何重にも象徴的な場所である。」

より都市部へ行くと、地下道公園等に、ゴザと紙袋だけをかかえた「浮浪者」がおり、これらが全体として、金儲などに入ったり、出たりする浮浪の下限を形成している。

彼らは庄園的に中年以上の男性であり、社会ないし家庭の重圧を受けて、はみ出した人々であるが、自己史については、あまり語らない。それでも、二月はじめに、私たちが兵庫県西宮土木事務所の知事などへの小屋の撤去・焼却に関する抗議書を提出し、そのコピーを居住者に配布して討論の素材にした後は、次第に、いろいろな意見を述べるようになった。

二月九日から十日にかけて立ち退きを命じられた人の中から凍死者が出たことや、その他の寒氣の症状が悪化した人を救急車で病院へは、医療の中で執行する側にいる私たちの共牛音の現場内外の「非法」合法活動の果した役割も大きい。そして京大A三六七号室に關する仮想分異議公判（西宮が私大Aを排除しようとして、裁判所が認める決定を出したことへの異議）へ、河川敷の居住者たちを証人として申請し、問題の共通性を広く開示していく。という私たちの原告も効を発す。

して、二月下旬以降は、強制排除の動きは停止している。

しかし、問題は解決したわけではなく、やつと見えはじめたにすぎない。政治活動家のようにではなく、あえて「無」力な河川敷の居住者に仮装して列挙すると、一、一枚の新聞紙や一個のダンボールでも、ある場合には不可欠の建築材料になる。それは十分に、庭根や倉庫に匹敵すると想定すべきである。同時に、そのような想定（想像）をしない関係性の落差をつねに測定しつつ。

二、社会や家庭の圧力を最もつよく受けて、疲れ切ったまま、かくれるように住んでいるという感性を転倒すべきである。汚いものを見るような市民、権力に対する、つねに対等に語り合う準備をしたい。

三、自己史や生活の知恵は、できるだけ記録（口頭で述べる時は筆記）し、集約し、応用しうる場を仲間で見し、創出していく試み。

今のこところ、河川敷に居住する人々は、バラバラに派立したまま、排除されたり、襲撃されたり、捨てら

れた犬やネコに近い生活を送りながら、一方でこれと異った形態の生活者の例を紹介しておく。私の隣人は、昨年暮に、故ヶ所のサラ金から金を借りて借家人に入ったが、その後一回も家賃を払わず、水光然費も「商店や漁生協のつけを払わない。どんなにとくそくされても、中年女性と中学生の男の子はドガンとして「すみません、今ありません」とくり返すばかりである。二、三ヶ月目にはガス、電気は止められたが、水は、その後も出ていた。借金とりに対する強じんな心理的抵抗力がないとできない丟失であるが、昨年暮に「どこからか舞いこみで今年の七月末にどこへともなく去つたかれらの生き方のすさまじさ、孤立性は河川敷の人々のそれと共に想像力による連絡・拡大（今のかれらに最も欠損しているものの）の必要性を私に痛感させる。」

河川敷に住む人々や、前述の不思議な隣人は特異な存在に現れるよりも、本質的には私たちそれぞれの内部の必然性の放大・かつ現代社会の「黒」意識領域の具体化としてとらえるべきではないか。私自身のいくつかの体験的ヴィジョンを開示してみよう。

東京地裁一高裁の公判の前夜から、私はいつも上野公園を散歩する。その時、これまで数回一緒に夏に手配師らしい男から「仕事をさかしているのか？」と尋ねられたり、「浮浪者」から、「どうして、ここにきたのか？」ときめかれたことがある。秩序や文明から追放されている本当は逆かもしれないが

「私のにおいのようなものを、がれらが自分の感覚でそれなりに親切にかぎとつてゐるのだろう。今年の三月二十六日の朝も、判決を強行しかねない法廷で拘束一蓋置處分をくらつてもいいような服装で、考えこみながら歩いていると、同じように戸をかけられた。その時は、はつきり自分でも、ああ、今、(河川敷)を歩いてゐるのだ、持ち物も衣服も、当分このままになる。そして私の(堤立小屋)は、裁判所一拘置所なのだ……」と感じていた。そして、この感じは、一九六年の大学斗争のバリケード以降、何回かの(堤立小屋)体験を統一し、飛躍させるもののようにして現われた。

警察の留置場や、拘置所一刑務所の独房一雑居房は、その社会的秩序的、文明的段階の下限を示している。その構造や生理的、心理的条件を、超高層ビル、河川敷の小屋などにおけるそれと、統一的に考察し、体験することは、建築に限らず、現代を把握しようとするものにとつて不可欠の前提であると思われる。その辺いうまでもないことだが、視線は、つくり管理する立場からではなく、入らざるをえない、管理されている立場から発せられていなければならない。このようにいうだけでは、いくらか倫理的に響くかも知れないでの、面白い例を上げておこう。

a、私が、何回目かに入れられた留置場は、それまでの地下のものと異なり、新たに、二階つくられた監禁ご自慢のものであつた。たしかに、夕暮の数十分は、日もさしこみ、鉄格子の外も見えるが、まるで計算したように、ボーリング場とトルコ風呂のネオンだけしか見えないように窓が位置しているのである。同房の青年は、地下にいた時には感じなかつた苦しみを解消するために、いくつかの自供をしてしまつた。と嘆いていた。

b、東京地裁の新庁舎ビルは十八階であるが、裁判官室は別として、一級人が行き来する法廷のある階には窓が一つもなく、わざわざ廊下のつづき当たりに、採光用の窓があるが、外壁を、ずっと突き出させる形で、皇居への展望を阻止している。

c、河川敷の小屋は、住宅の窓がないしショギングコースの市民の視線に隠れやすいものから順に、警察・市役所への通報・善処要求が始まる。

a、b、c、全ては共通する視線の根底にある制約を、いかにとり出し変革するか、という課題が、この例からも明らかになる。

また、視線のテーマを拡大していえば、建築や空間を把握する場合には、身体性のテーマを媒介する必要がある。

一九七〇年五月十八日に、私は、逮捕令状が出ていたことを承知で、かつ逆用するために、もう一人の被疑者女性と共に、大学構内のへんな広場(斗争の中心的舞台になつた)その広場には、巨大なヘリが白ペニキでかかっていたのである。今も残っている。に登場した。広場では、それ以前から处分一告訴を糾弾するハンストがおこなわれており、ハンスト者は、へんな広場のへんな頂点の部分に、立番を二枚組み合

白パンで捕がれた巨大な

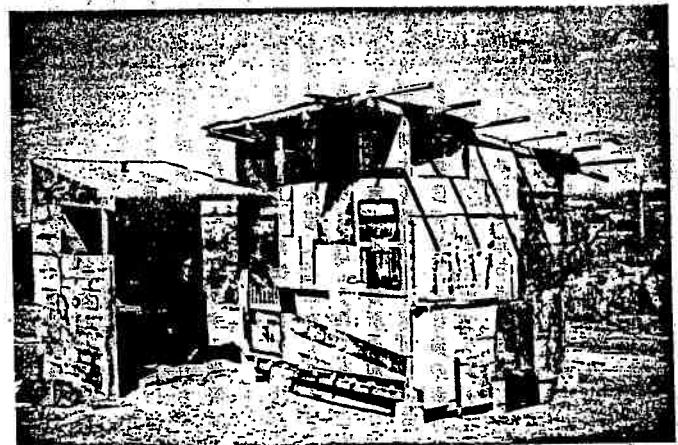
へんなの上半(アのよこ)

と下に

わせて、日ざしや雨をさけつつ座つていた。私たちが合流してしまもなく、大学当局の通報によつてかけつけた機動隊が、狂暴な革靴で、私たちの原始的なへん空間をバリバリと踏み割りつづ、私たちを逮捕したのだが、不思議にも私は、その音や、破れた板のスキマや、一瞬見つめた青い空の一片の雲などに、限りない親しさを感じていた。私の身体を、たとえ數十分にせよ入れてくれたへん小屋が、私の(河川敷)体験の原点であるかも知れない。三里塚の団結小屋とか、ヨーロッパの空ビル占拠運動にも共通することであろう関係を対象化するか、という追求を今後とも続けたい。

現在まで持続している、いくつかの場所の占拠については、すでに同時代建築通信第四号の「生斗学論」にも、その一端を記しているので、繰り返さないが、今は、突然、河川敷の廃・持務林間員という住人の言葉を思い出した。

「どんなに追い出しても、鉄条網を張つても、ここへ来る者は、きますよ、百年たつても……」これは中島みゆきの歌「百年たつても、あたしは死ねない」(「異國」)と響き合つてもいるが、私は、あえていえば、この二つの声の指示する方向を、さらにへん化したものう一つの方向へ自分の声をとどけ、構築したいと願っている。



# 原発の増設は止められる！

福井県に敦賀3・4号炉反対の署名をつきつけましょう

## 敦賀3・4号炉増設計画を止めよう

私たち若狭ネットが今年5月に行った敦賀市民アンケート調査では、90%以上の人々が「もうこれ以上の原発はいらない」と増設反対の意見を表明しました。

10月25日、敦賀市に提出された「原発新增設についての住民投票条例を求める直接請求署名」には、1万2千人の人々、有権者の4人に1人の思いが込められています。

福井県民の多くが増設反対です。嶺南地方では住民の9割が反対（福井新聞調査）、福井県民の56%が「はっきり反対」で、賛成はわずか15%（朝日新聞調査）です。誰が調べても圧倒的多数が増設に反対なのです。

私たちは、この声を具体的に結集するため、福井県議会に向けた敦賀3・4号炉増設反対署名を始めました。この署名を始めてことで、敦賀市や福井県議会に圧力をかけ、敦賀3・4号炉増設を阻止したいと考えます。福井県下はもちろん、関西でも署名を進めます。ぜひ署名にご協力をお願いします。

## 若狭の原発増設計画を止める第一歩に

日本原電の敦賀3・4号炉の増設を突破口に、関電は美浜・大飯・高浜で合計5基もの原発増設を計画しています。

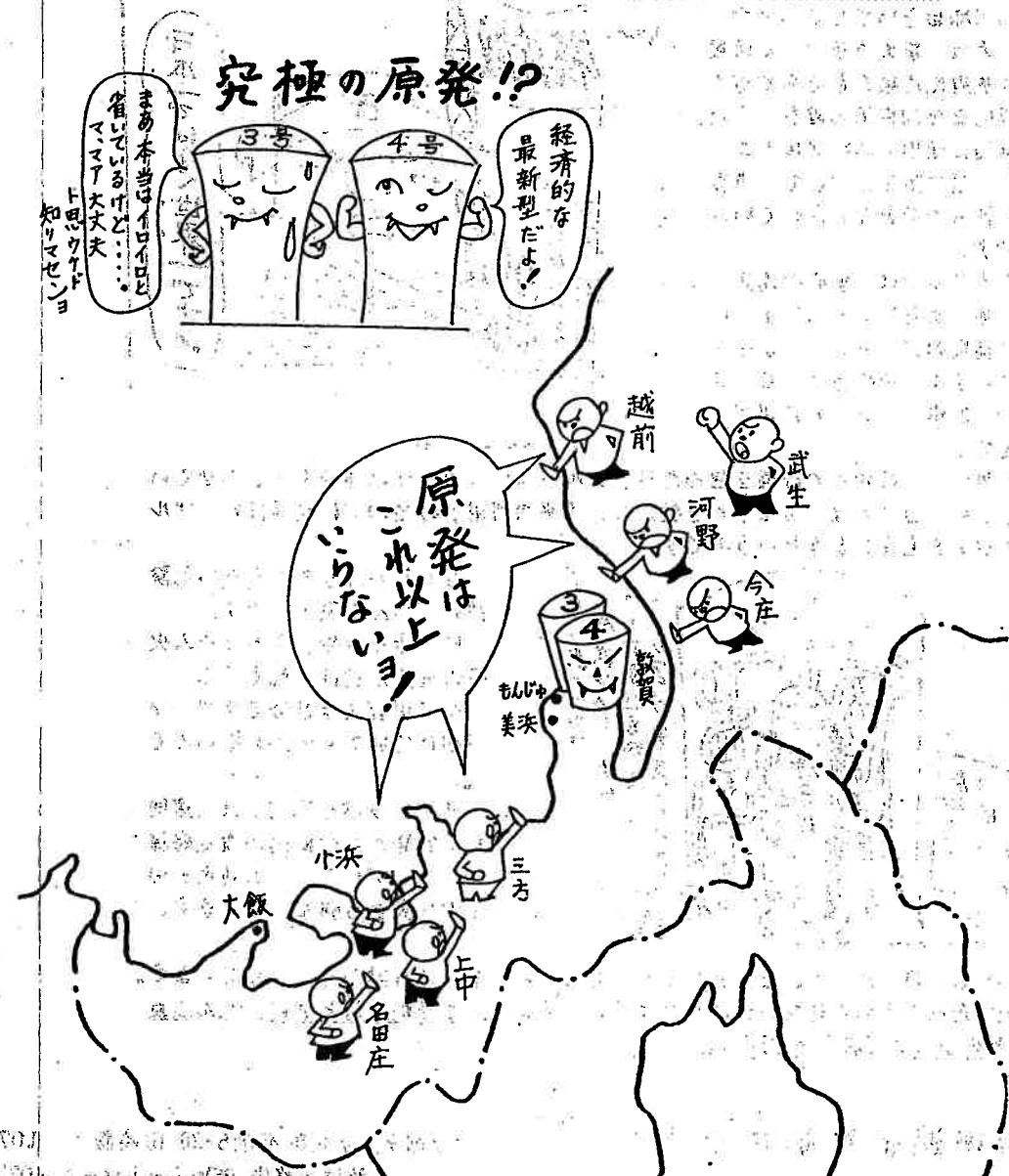
たび重なる原発事故はもうごめんです。労働者ヒバクにおびえ、放射能汚染の不安に包まれた生活はもうゴメンです。若狭でチエルソブリが起こる前に何とかしたい・・・みなさんの気持ちは私たちも同じです。

原発にたよらない若狭をめざし、一緒に立ち上がって下さい。

## 敦賀3・4号炉の危険性

日本原電は、敦賀を世界初の最大級（142万キロワット2基）の新型加圧水型原発の「実験場」にしようとしています。世界中で、建設設計画のない、未経験の原発が敦賀に建設されようとしているのです。敦賀3・4号炉は、原子炉内にプルトニウムができるやすく工夫されており、核爆走事故が起こりやすくなっているのです。

敦賀3・4号炉は、つまり「原発の経済性をトコトン追求し、安全性をきり縮めた究極の原発」なのです。若狭を新たな「原発実験場」にさせてはなりません。



# 来春臨界予定のもんじゅを止めよう

## プルトニウムを利用するためのもんじゅ

動燃は、世界が高速増殖炉開発から撤退時期の今、もんじゅの運転開始をめざしています。

日本は、重大事故による壊滅的な放射能汚染をもたらす点で、世界的な核加害国の一途を、また、核兵器に転用可能なプルトニウムを大量に生み出す点で、世界の核拡散の道を押し進めているのです。

もんじゅでは、炉心の周辺、縦・横・高さに98%以上という高純度のプルトニウムが生み出されます。その量は、600キロで原爆250発分に相当する量です。

世界中が、核問題で監視を強めたり、プルトニウムの貯蔵に神経をとがらせているときに、日本では、もんじゅを動かし、「平和利用」の名の下に核兵器級のアルミニウムを生産しようというのです。

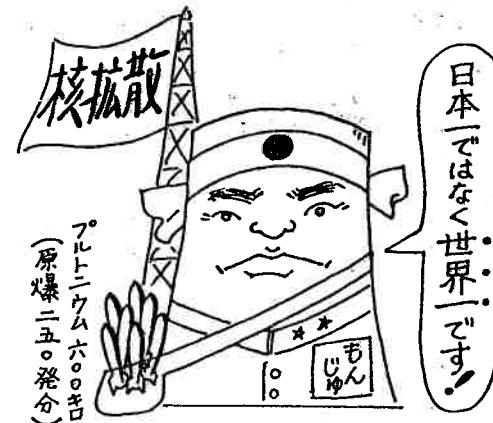
もんじゅはとても危険性をはらんだ原子炉です。

核爆走事故や、ナトリウム火灾の危険が避けられません。

原子炉容器は検査できず、ひび割れてもわからないのです。

ヨーロッパや米国では高速増殖炉開発からの撤退が既定路線となり、プルトニウム利用を中心とする動きも強まっています。

しかし、日本政府は、なんとしても、もんじゅを来春にも動かそうとしています。危険な運転を止めさせなければなりません。敦賀3・4号炉反対と共に、もんじゅ反対の署名にご協力をお願いします。



## もんじゅの本格的運転までの予定

10月13日～11月3日

内側炉心燃料装荷(108体)

11月～来年2月

ナトリウム冷却材の流量分布評価チェック

1994年2月

外側炉心燃料を装荷

(第9回輸送が2月頃と推定される)

**来年4月**

5月～6月

6月

6～11月

1995年2月

1995年2～4月

**さ来年4月**

**さ来年12月**

**発電開始**

**本格運転**

## 美浜2号炉 コンクリート廃材を埋め捨てるのは、法律違反である。

今まで、原発内の管理区域から出た廃棄物は、すべて放射性廃棄物として扱ってきました。今回は、特例として、10月27日から格納容器の外側コンクリート廃材を一般的の産業廃棄物として埋め捨てし始めました。これ以下なら放射能汚染はないとの基準もないまま、埋め捨てるることは許されません。

関電、国、福井県は、法律違反をしています。

今回の処分は、放射性廃棄物を一般的の廃棄物にする「スソ切り」処分の先取りです。到底許すことは出来ません。その被害は周辺住民がこうむるのです。

## ロシアの海洋投棄に抗議 日本海を汚すな！

私たちは、ロシアが日本海で、放射性廃棄物を投棄したことに抗議します。今後一切の投棄を無条件に即刻取りやめるように求めます。

ロシア政府と日本政府に核廃棄物の厳重な管理、貯蔵を要求します。また、核廃棄物の発生そのものを無くしていくことを求めます。

日本海投棄場所のすぐ近海の汚染実態、魚介類などへの徹底した影響調査を日本政府に求めます。

松 下 畠 様

十二五付の手紙を頂りてから早くも一ヶ月近くが過ぎました。やはり残った仕事に進むことになります。

三つの公判と再処理請求、そして六ヶ所長選の応援も兼ねて、青森へ行つて来ました。

冷害と不況の影響を最も強く受けていたため、状況の崩壊には想像以上のものでした。補助金担当では再処理工場も多年入る筈だと高く見積りました。國の恩恵に、六ヶ所村民が一定の歓喜あるものでは一つの救いです。六ヶ所村の人情美術場にしようと参入する松下さんの文章を手がかりに参入しました（原子力危機緊急闘争会）。

住居の件はどうなさるかは不明。二の手紙が届くかどうか心配です。先日、河村さんと会い、時向かと申す。河村さんは元々河村と申すと説いていました。河村は年内に神戸を前に出される予定です。河村が河村だらう多分在宅してます。お身体に気を付けて下さい。

# 高レベル提訴・東海原発控訴審報告 -----東海裁判長に司法者の資格はない

原告 元山浦

九月一七日朝、青森地裁に接した安全審査資料のうち、「保存された○○さんが、一七日に元気な顔を見ていたことを付記しておきます。」た青い森公園で集会を持った後、青い森公園で集会を持った後、は次回に提出する予定と述べました。原告側は十分な額を見せていましたが、國はかたくなに拒否。この訴状を、地裁民事部に提出しました。

「時威」とは言い条、その態態は「六ヶ所村投棄」であること

が、先の異議申立口頭審理をふまえて、訴状に遂に明らかにされ

います。核燃訴訟は、國家と原子力産業界による傷害・殺人犯罪を裁く刑事訴訟の色彩を一層強く帶びてきました。

現代ゴミ文明、それを根底から支えてきた科学技術、そしてこれらに依拠してきた人間と社会の在り方を問いただす世纪末最大の課題を、地域住民にすべての残滓と犠牲を押しつける形で引き続いだ、ウラン濃縮第一七

月一日の検証前に出せと迫りましたが、國はかたくなに拒否。この種の裁判の進行が遅れるのは、こうした國の徹底した機密主義と引き連ばし戦術のためで、その間に既成事実が確実に積み重ねられて行くわけです。

開廷後、検証に関する最終的な打ち合わせがありました。仕事の都合で検証に参加出来なくなり残念でしたが、別掲の報告をごらん下さい。

九月二〇日、午後一時三〇分、

東京高裁八一三号法廷で、東海第一原発控訴審の第三〇回が開かれました。

新たに登場した桜井文夫裁判長

に対する控訴側の更新弁論が五月三日に行なわれ、これを受けて

も本質的な論点にとどめが刺され、結着がついたのは明々白々で沈黙しました。

かくて誰が見ても、最大かつ最

細な性能を白日の下にさらし、核

兵器用の高濃縮ウランの生産を阻

止するための突破口が合法的に開

かれたと言えます。

伊東弁護士を始め東海弁護団

は判決文に書いてあるのと同じ

示を前提としてやれ。被告の主張

まるごと違憲・違法の存在であ

が、「政権が代わっても原子力政

は最高裁判決に反対と

訴人が最高裁判決に反対と

だ。控訴人が最高裁判決に反対と

言つたら先に進まない。最後は

命令に直ちに応ぜよ。【基本設

我々が判断して我々が決める】。

国は、前回存在が明らかになつて拘束され、非合法的に書類送検

計】の範囲を明らかにするために、これは何だ?

回と低・中レベル第八回の裁判が開かれ、浅石弁護団長が、前者に

関する三点の書証を提出して趣旨説明を加えました。

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じ示を前提としてやれ。被告の主張

まるごと違憲・違法の存在であ

が、「政権が代わっても原子力政

は最高裁判決に反対と

訴人が最高裁判決に反対と

だ。控訴人が最高裁判決に反対と

言つたら先に進まない。最後は

命令に直ちに応ぜよ。【基本設

我々が判断して我々が決める】。

# 擬制の告発 XXXI

建て前上であるにせよ、司法の責任者に最低限要請されている筈の公正さも中立性も、さらには審制の基底にある自立した審理の原則をつらぬこうとする一片の姿勢も何もあつたものではない（前任者はそれは確かにあつた）。この男は最低だと敢えて言つておきます。

伊方・福島最高裁判決は、技術、強権发动に抗議し、被告への証明勧告を要論のイロハである基本設計の概念と範囲を抽象的にも具体的にも把握し確定しえぬままに、国の専門技術的裁量特権論法に屈服して下級審がでつち上げた虚構の判決文を殆どまる写しにしたに過ぎません。詭弁に詭弁を重ねて成った起訴状結は、当然のことながら直ちに起承され、今度は転落の道をたどりました。

擬制の最高裁判決は、東海弁護団が本控訴審を通じて緻密な論理

展開をもとに當々と積み上げてきて準備書面と弁論によって見事に転倒・解体され、ええなく反古と化したのです。

然るに、交代した途端に被告と

共に自らも窮地に陥っている危機的状況を察知した裁判長は、それでも依拠するしか

ない最高裁判決という唯一の規範!! 反古を振りかざして、死に体の被告を蘇生させようと、起死回生の詐術を試みたわけです。

この手の詐術師が審理の終段に必ず登場してくる事実が、現司法の末期的体質と症状を象徴していると言えます。

もちろん、東海弁護団は一歩も退かず

沈黙と無表情をきめ込んでいた（核燃訴訟の主任弁護士を含む）国の代理人らは、控訴側と裁判長の激しい応酬後、一齊に薄ら笑いを浮かべました。こんな裁判長にへ判を始どまる写しにしたに過ぎません。断くさせてはならない。

まさに司法ファッショと呼ぶほかない裁

判長の予断と居直りと権謀策を許さず、「証人申請却下・控訴棄却」の筋書きを粉碎するために、多くの方々の傍聴を呼びかけます。

閉廷後の総括集会で、「もんじゅ」の使

用済燃料を再処理する東海第二再処理工場計画について、根本がんさんが報告されま

した。  
私たちは新政権に何らの幻想も抱いてはならないと思います。

## 核燃訴訟

ウラン濃縮第一八回・低レベル第九回・高レベル第一回

<日時>一二月三日 午前十時開廷

<場所>青森地裁

<集合>青い森公園 午前九時（前段集会）、同九時四十分

再処理提訴

## 東海原発控訴審第三一回

<日時>一二月一三日 午後一時三十分～

<場所>東京高裁第八一三号法廷